

株券等の電子化に関する説明会



平成19年7月

主催：証券保管振替機構

共催：全国株懇連合会 証券決済制度改革推進センター

後援：東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所
福岡証券取引所 札幌証券取引所 ジャスダック証券取引所

<目次>

- 1. 株式の振替制度の概要**
- 2. 株式の制度移行手続**
- 3. 新株予約権付社債及び新株予約権の振替制度の概要**
- 4. 新株予約権付社債の制度移行手続**
- 5. 株券等の電子化に向けた周知・啓発活動計画**

〈 資 料 目 次 〉

1. 株式の振替制度の概要

	頁		頁
(1) 株式の振替制度		(2) 加入者情報の取扱い	
保振制度と振替制度の比較図	… 1	機構における加入者情報等の管理	… 17
株式発行の手続イメージ(株券発行－新規記録)	… 2	実質株主通知と総株主通知の概要	… 18
株式譲渡の手続イメージ(株券引渡し－振替)	… 3	実質株主通知と総株主通知の日程	… 19
株式消却の手続イメージ(株券廃棄－抹消記録)	… 4	総株主通知の種別について	… 20
名義書換の手続イメージ(株券提示－株主通知)	… 5	個別株主通知のイメージ	… 21
取扱開始(新規記録)～口座通知取次ぎと特別口座開設～	… 6	会社による情報提供請求のイメージ	… 22
株式発行(新規記録)～公募増資～	… 7	会社による情報提供請求における加入者の指定	
株式発行(新規記録)～第三者割当増資～	… 8	方法	… 23
株式発行(新規記録)～株主有償割当増資～	… 9	加入者の一部の情報による指定時の留意点	… 24
自己株式取得 ～単元未満株式の買取請求～	… 10	株券電子化後における配当金支払い方法	… 25
自己株式取得 ～種類株式の取得～	… 11	正当な理由の解釈指針	… 27
担保取引(質権設定)	… 12		
自己株式消却(一部抹消)	… 13		
組織再編(割当比率による記録)	… 14		
会社の決定事項等の通知	… 16		

2. 株式の制度移行手続

	頁
移行手続のイメージ①(施行日以前)	… 28
移行手続のイメージ②(施行日以降)	… 29
振替制度への参加手続①(日程イメージ)	… 30
振替制度への参加手続②(提出書類等)	… 31
「株券を発行する旨」の定款の定め取扱い	… 32
特別口座の新規記録手続①(日程イメージ)	… 33
特別口座の新規記録手続②(特別口座の特徴等)	… 34
端株の移行	… 35
担保株券の預託	… 36
発行会社におけるその他の検討及び留意事項	… 37

3. 新株予約権付社債及び新株予約権の振替制度の概要

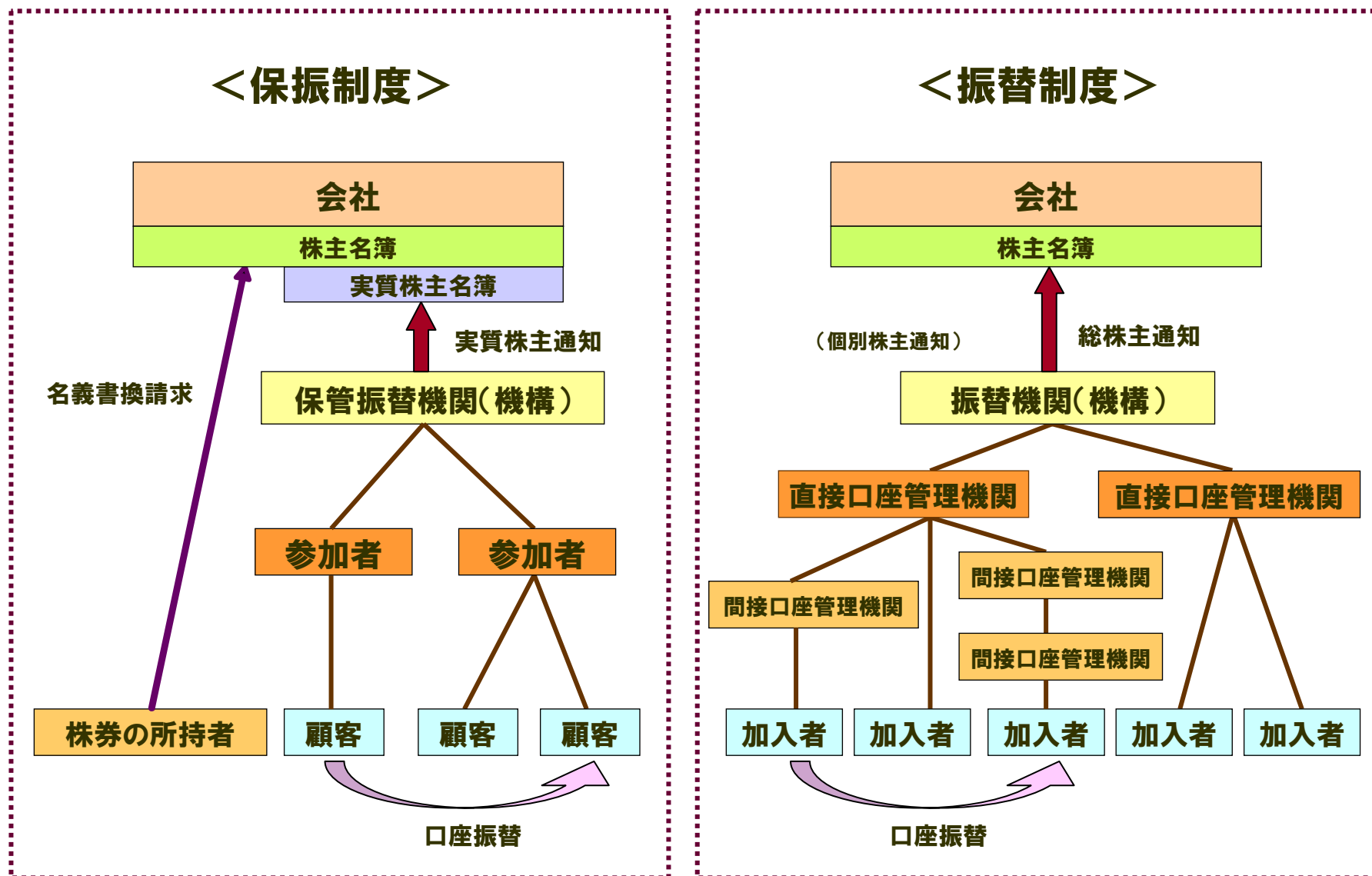
	頁		頁
(1) 新株予約権付社債の振替制度		(2) 新株予約権の振替制度	
振替新株予約権付社債の取扱対象	… 38	振替新株予約権の取扱対象	… 55
振替新株予約権付社債の新規発行	… 39	振替新株予約権の新規発行	… 56
振替新株予約権付社債の銘柄情報通知	… 40	振替新株予約権の新株予約権行使	… 57
振替新株予約権付社債の新規記録①	… 41		
振替新株予約権付社債の新規記録②	… 42		
振替新株予約権付社債の元利払い	… 43		
振替新株予約権付社債の元利払いの事務処理	… 44		
保振制度と振替制度の比較(元利払い)	… 45		
振替新株予約権付社債の新株予約権行使	… 46		
現物新株予約権付社債の新株予約権行使	… 47		
保振制度と振替制度の比較(新株予約権行使)	… 48		
振替新株予約権付社債の繰上償還	… 49		
振替新株予約権付社債の買入消却	… 50		
振替新株予約権付社債の加入者情報の取扱い	… 51		
正当な理由の解釈指針	… 52		
振替新株予約権付社債の承継	… 53		
振替新株予約権付社債の社債権者集会	… 54		

4. 新株予約権付社債の制度移行手続

	頁
既発債の移行(特例新株予約権付社債)	… 58
移行の手続とスケジュールの概要	… 59
発行代理人及び支払代理人に関する手続	… 60
資金決済会社に関する手続	… 61
発行会社の手続	… 62
制度参加者関係図(新株予約権付社債の振替制度)	… 63
移行方式	… 64
集中移行方式	… 65
個別移行方式	… 66
移行に係る制限日の取扱い	… 67
税制上の留意事項(税制優遇措置)	… 68

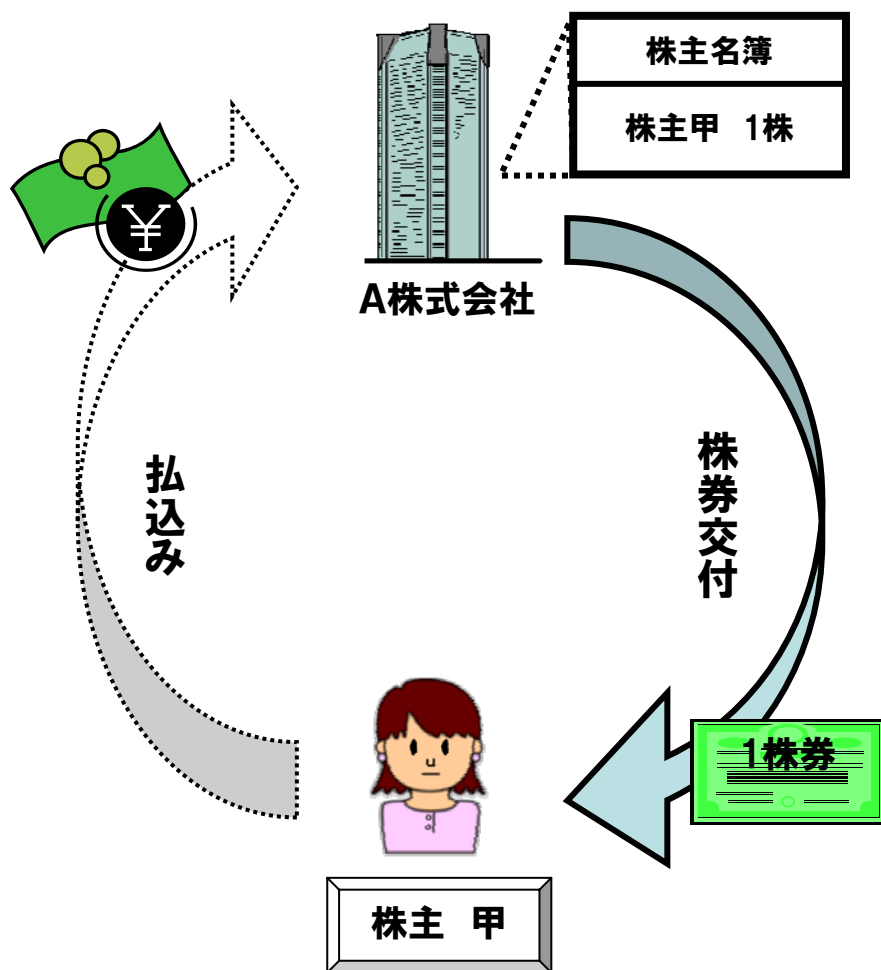
1. 株式の振替制度の概要

保振制度と振替制度の比較図

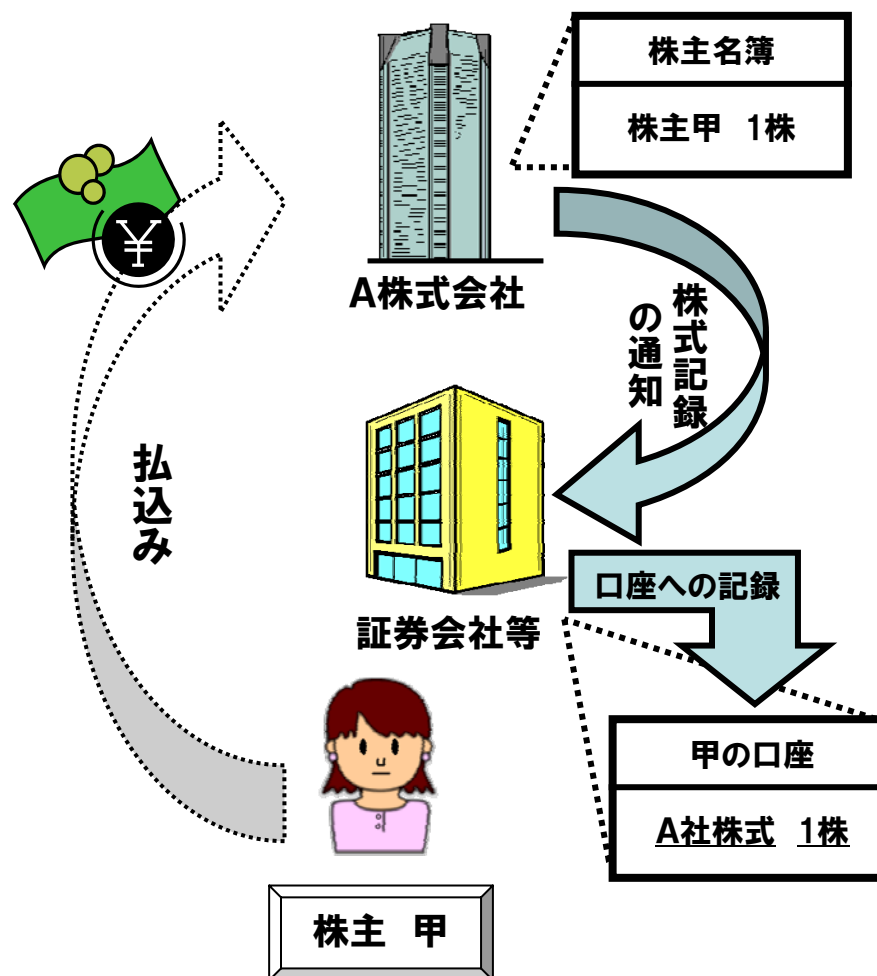


株式発行の手続イメージ(株券発行 – 新規記録)

1. 株券発行(株券発行会社)

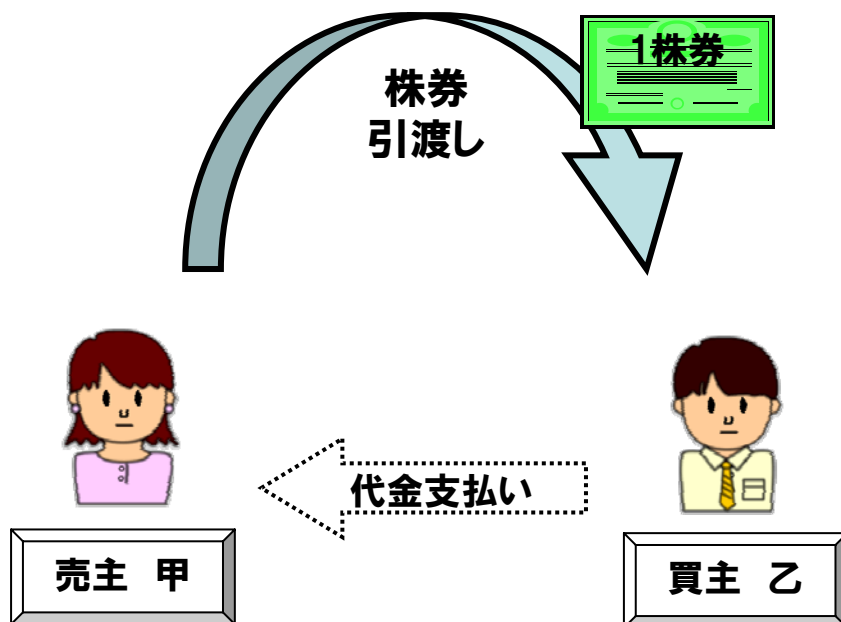


2. 新規記録(株券電子化後)

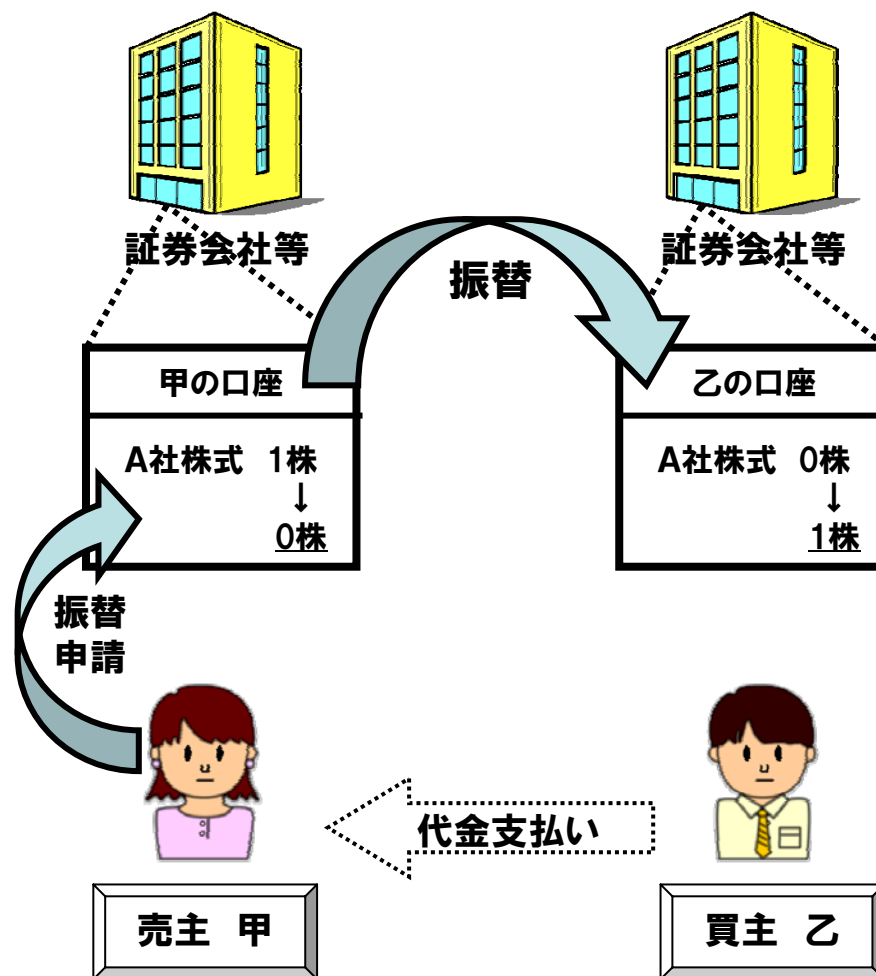


株式譲渡の手続イメージ(株券引渡し – 振替)

1. 株券引渡し(株券発行会社)

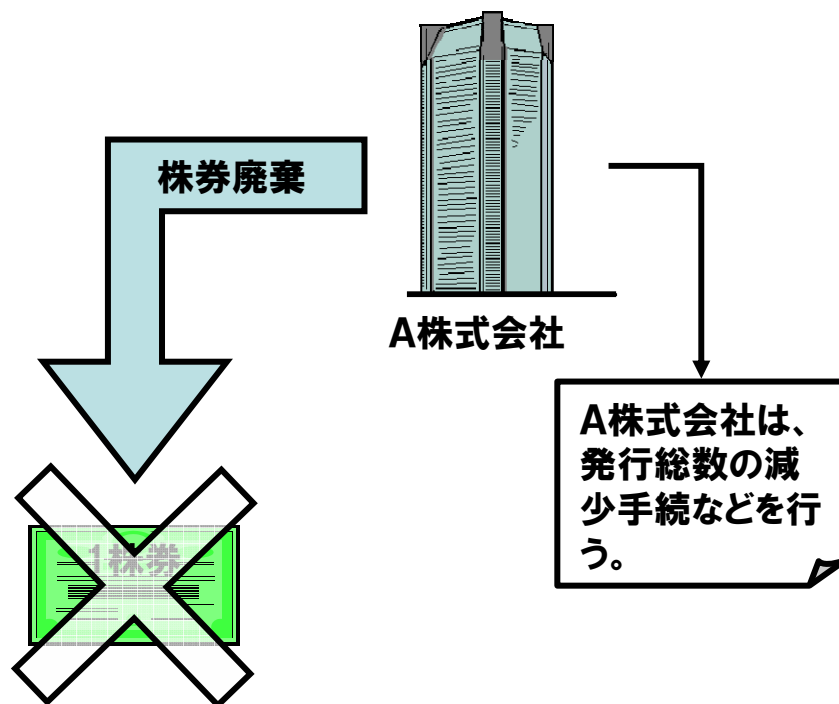


2. 振替(株券電子化後)

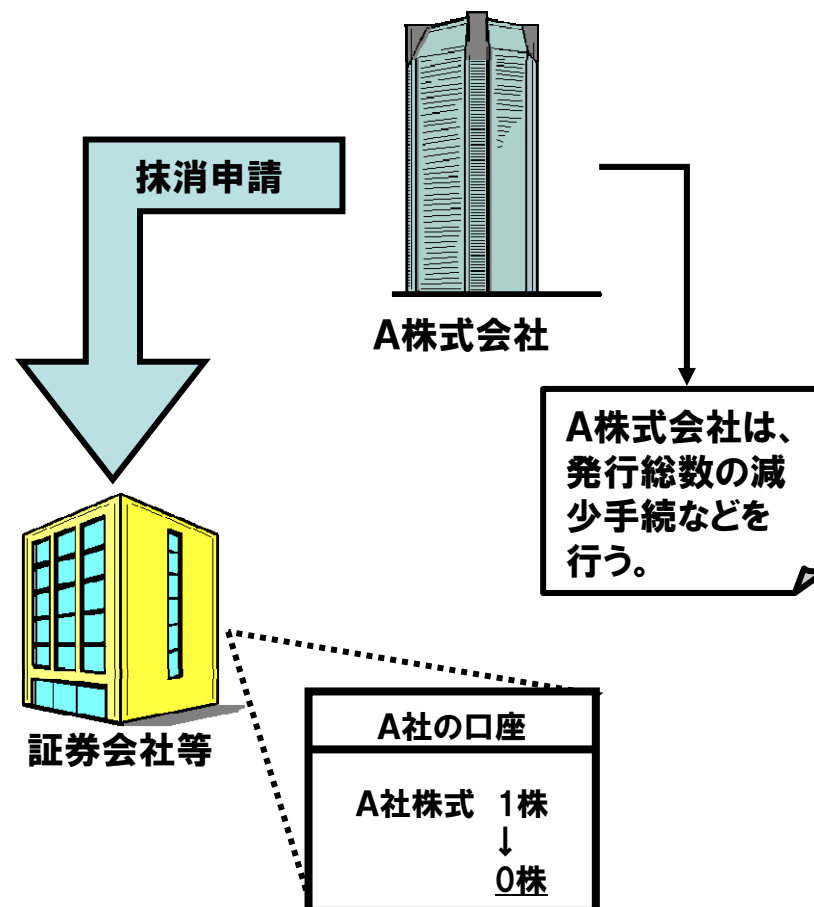


株式消却の手続イメージ(株券廃棄 – 抹消記録)

1. 株券廃棄(株券発行会社)

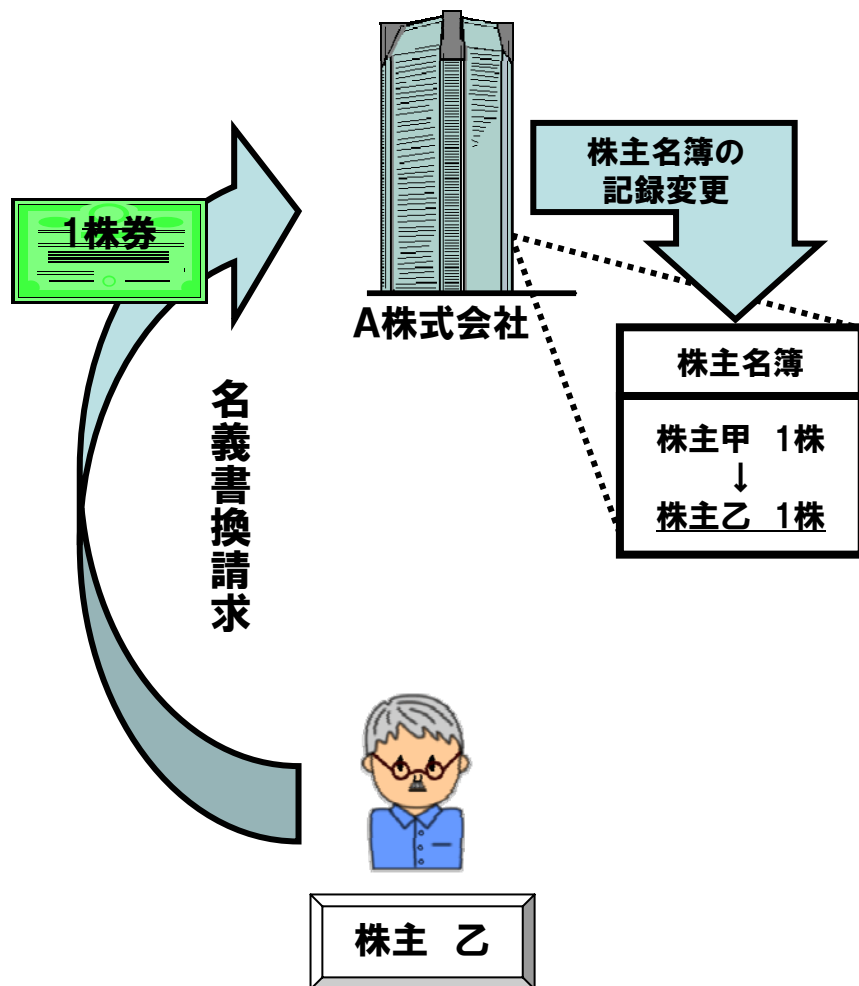


2. 抹消記録(株券電子化後)

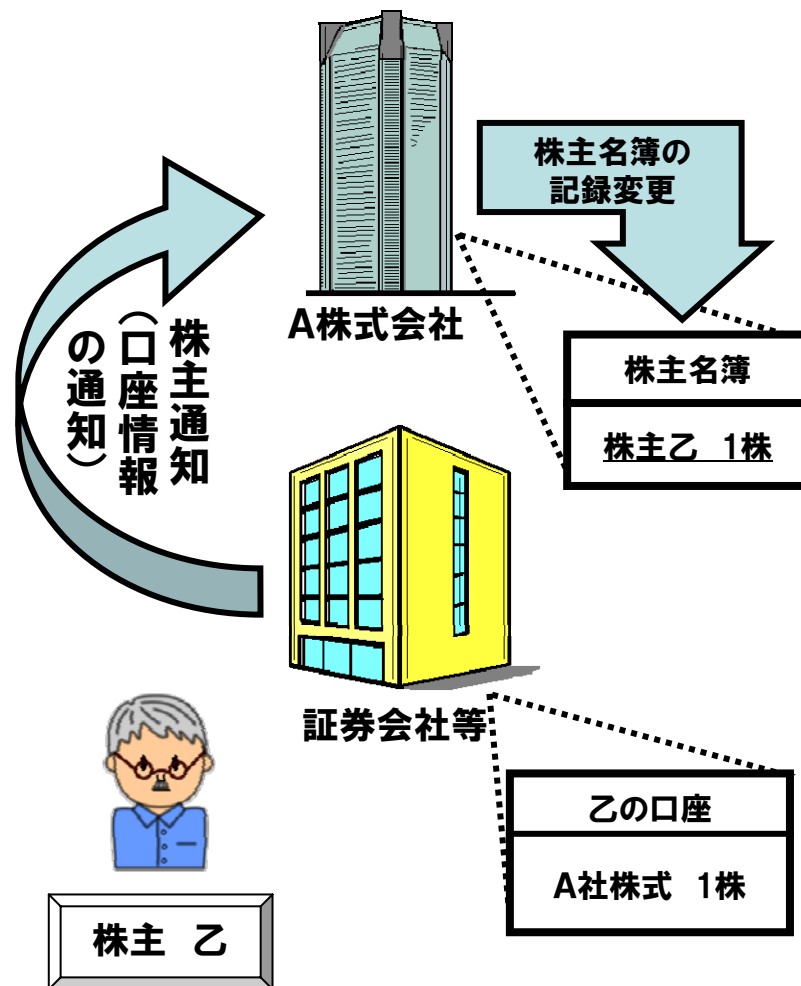


名義書換の手続イメージ(株券提示 – 株主通知)

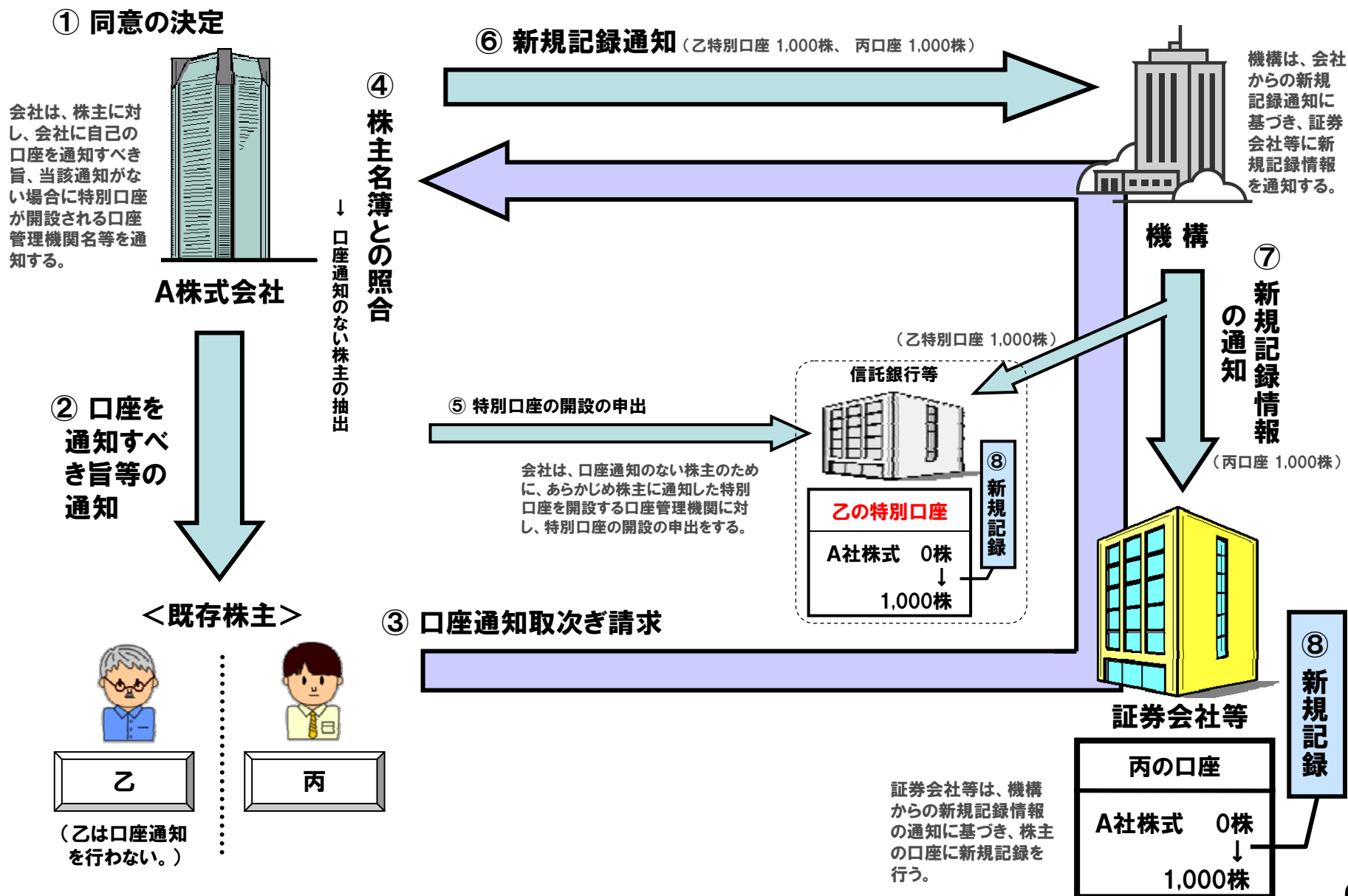
1. 株券提示(株券発行会社)



2. 株主通知(株券電子化後)

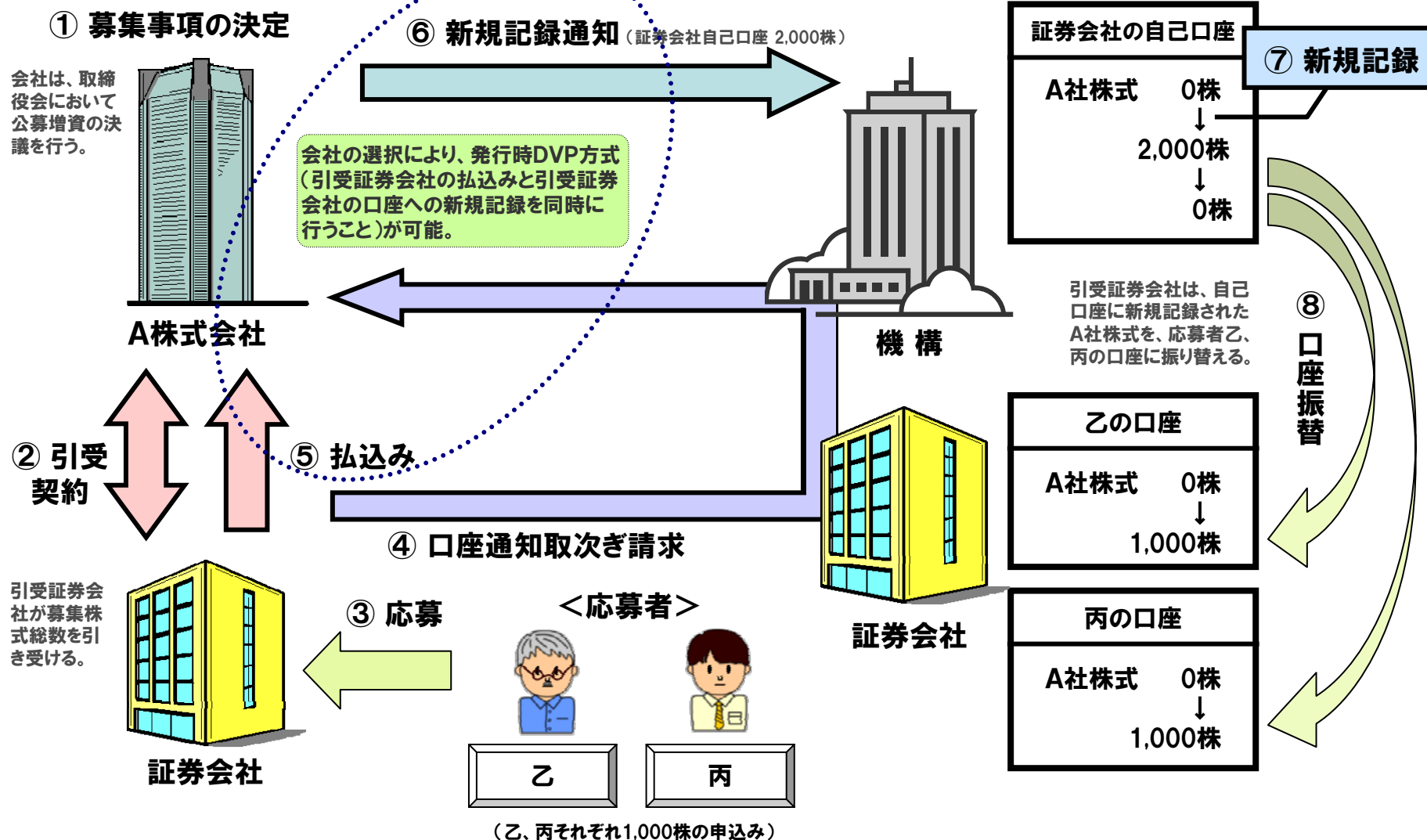


取扱開始(新規記録) ～口座通知取次ぎと特別口座開設～



株式発行(新規記録)～公募増資～

○ A社が公募増資(買取引受)を行うケース

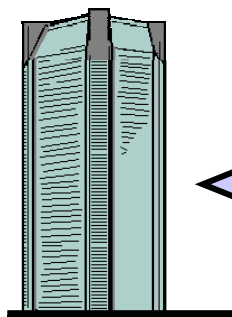


株式発行(新規記録)～第三者割当増資～

○ A社が第三者割当増資を行うケース

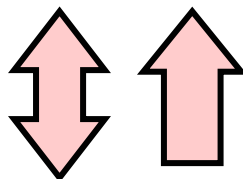
① 募集事項の決定

会社は、取締役会において第三者割当増資の決議を行う。



A株式会社

② 割当て・
引受け
(1,000株)



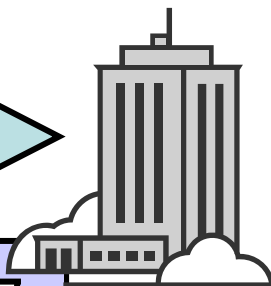
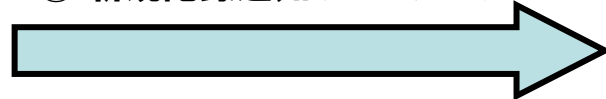
④ 払込み

<引受人>



甲

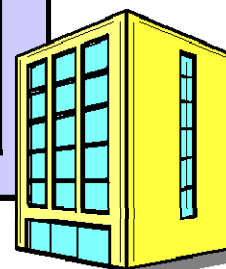
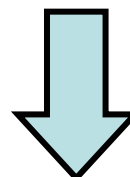
⑤ 新規記録通知 (甲口座 1,000株)



機構

機構は、会社からの新規記録通知に基づき、引受人甲の口座のある証券会社等に新規記録情報を通知する。

⑥ 新規記録情報の通知
(甲口座 1,000株)



証券会社等

③ 口座通知取次ぎ請求

引受人甲は、引き受けた振替株式の新規記録を受けるための自己の口座を、申込みの書面に記載するほか、証券会社等を通じて会社に通知する。



甲の口座	
A社株式	0株
	↓
	1,000株

⑦ 新規記録

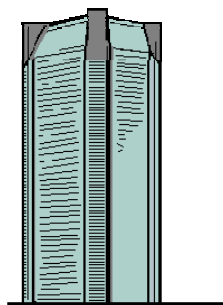
証券会社等は、機構からの新規記録情報の通知に基づき、引受人甲の口座に新規記録を行う。

株式発行(新規記録)～株主有償割当増資～

○ A社が株主有償割当増資を行うケース

① 募集事項の決定

会社は、取締役会において株主有償割当増資の決議を行う。



A株式会社

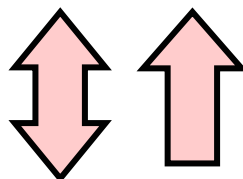
④ 新規記録通知 (乙 200株、丙 500株)



機構

機構は、会社からの新規記録通知に基づき、株主乙、丙が申し込んだ株式数を、それぞれ乙の口座、丙の口座を記録先口座として割り振り、証券会社等へ新規記録情報を通知する。

② 割当て・引受け



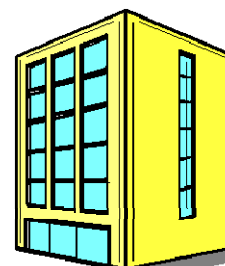
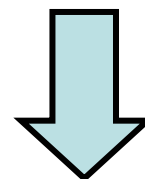
③ 払込み

<既存株主>



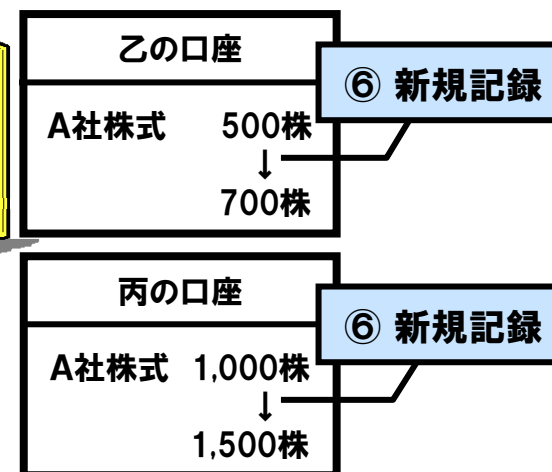
(注) 申し込んだ株式を特別口座に記録することはできない。特別口座のみを有する株主は、申込みに先立ち、第三者割当増資の場合と同様に、口座通知取次ぎ請求の手続が必要となる。

⑤ 新規記録情報の通知 (乙口座 200株、丙口座 500株)



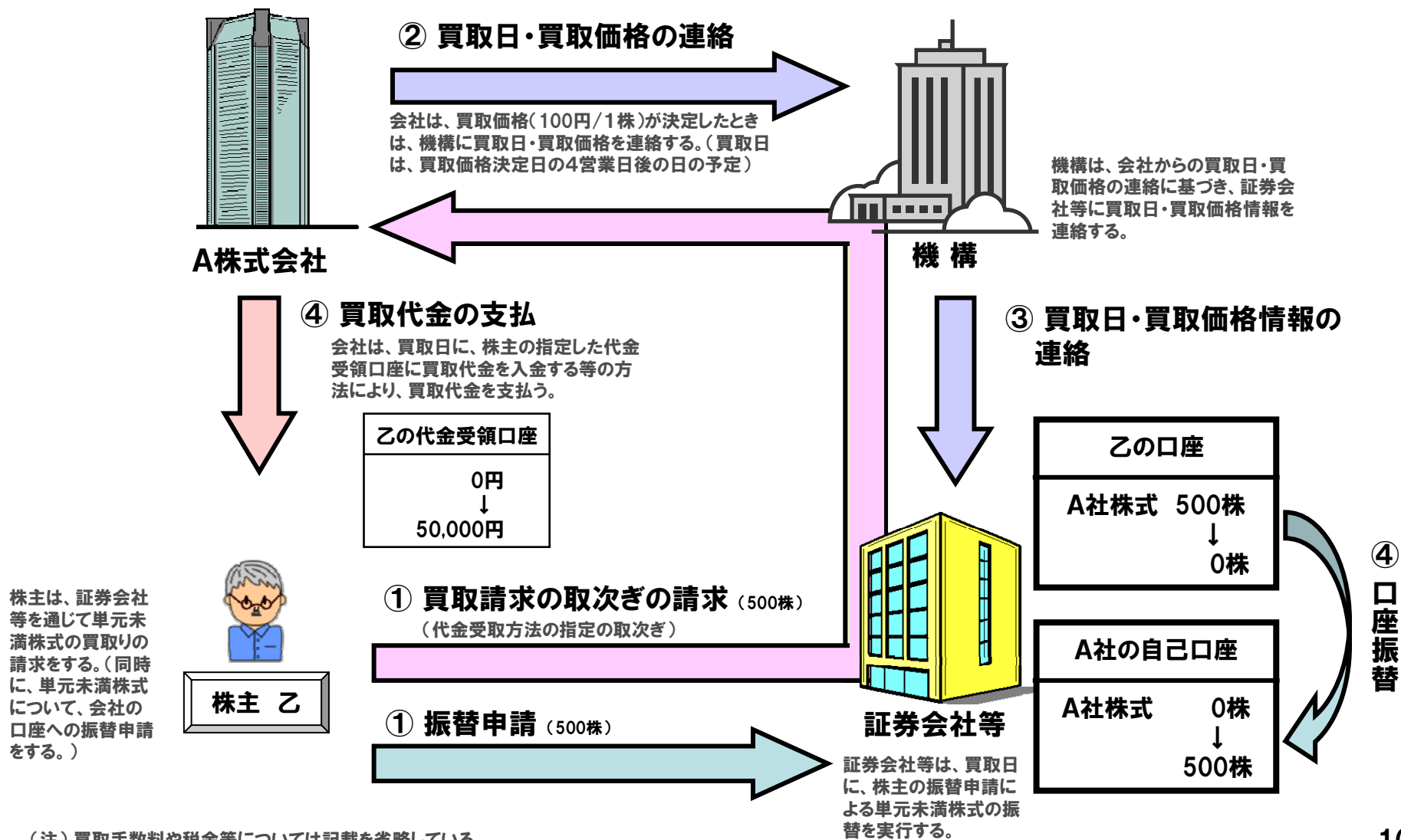
証券会社等

証券会社等は、機構からの新規記録情報の通知に基づき、株主乙、丙の口座に新規記録を行う。



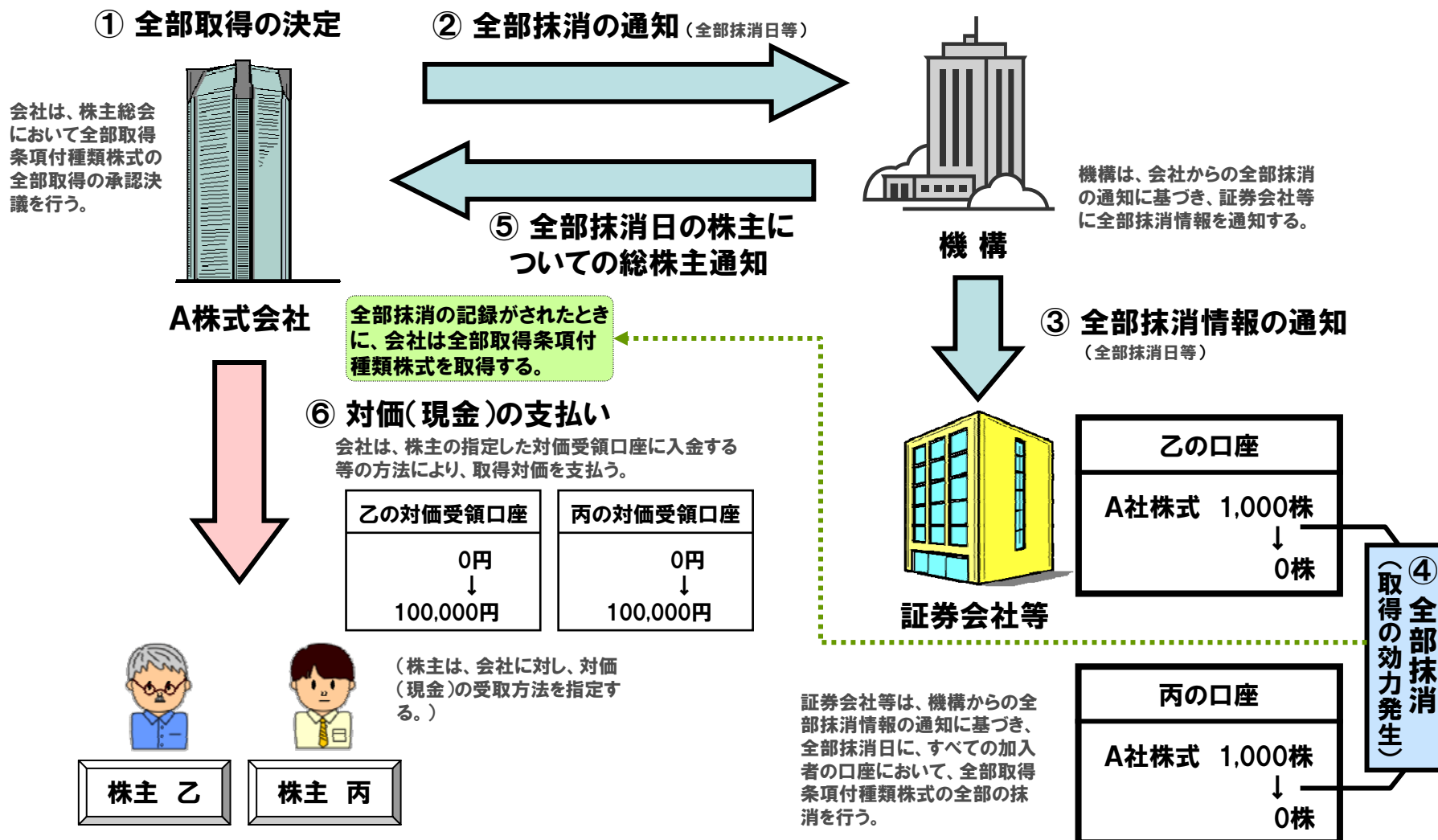
自己株式取得 ～単元未満株式の買取請求～

○ A社(1単元1,000株)に対し、単元未満株式500株の買取請求が行われるケース



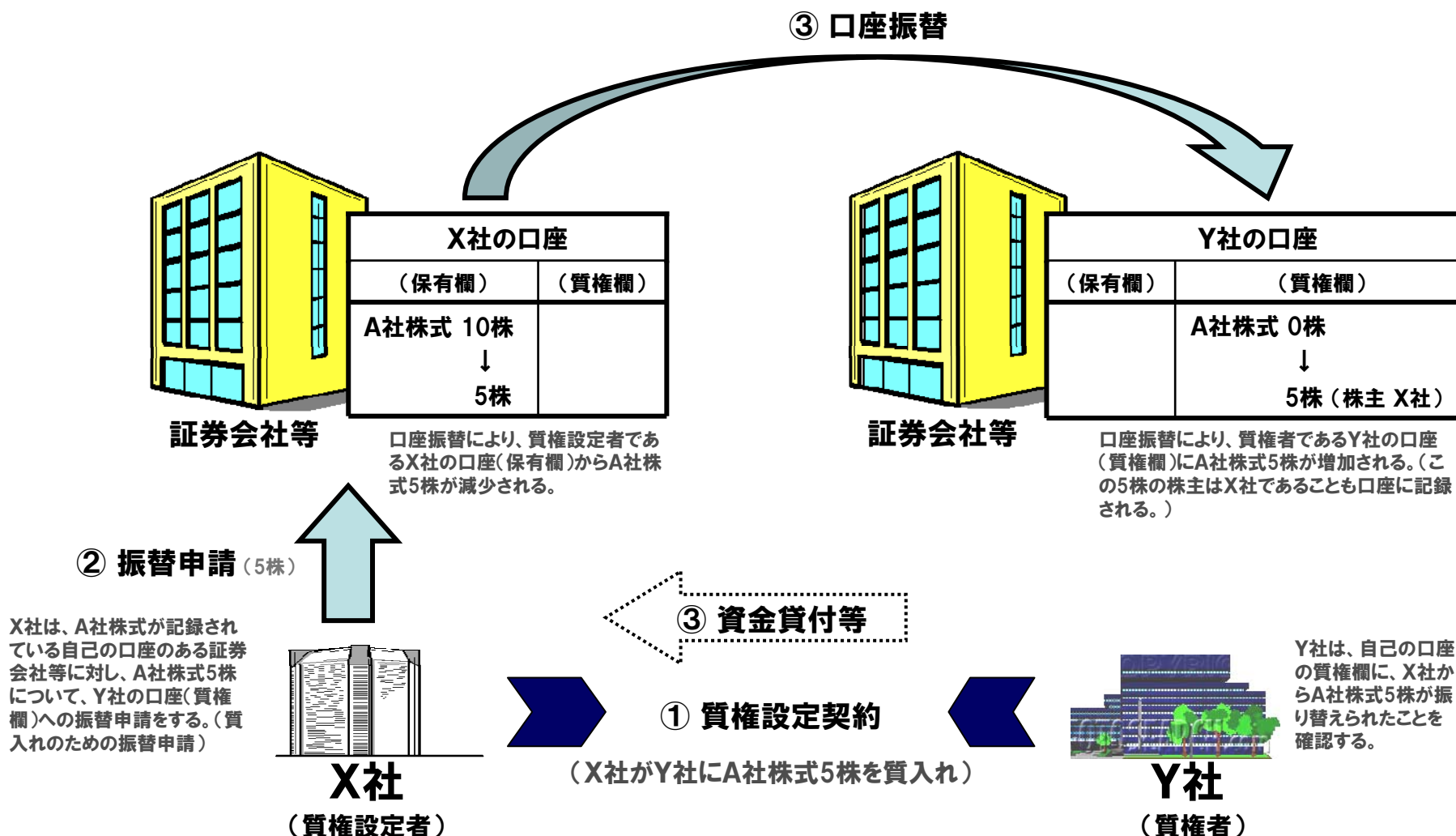
自己株式取得 ～種類株式の取得～

○ A社が全部取得条項付種類株式の全部取得(対価現金)を行うケース



担保取引(質権設定)

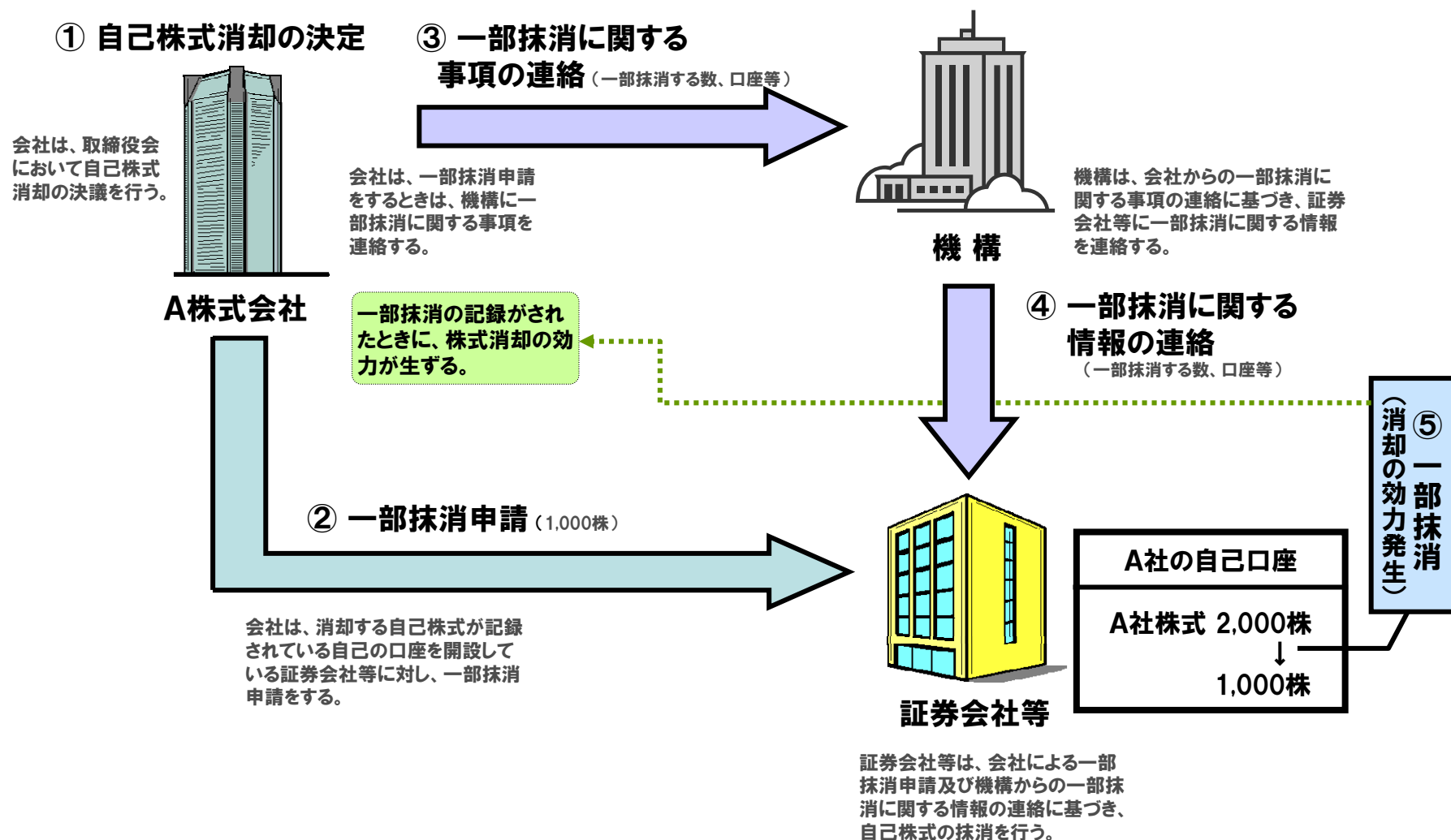
○ X社がY社に対し、A社株式5株を質入れするケース



(注) 振替申請をするためには、X社は、Y社の口座のある証券会社やY社の口座の口座番号(加入者口座コード)等を把握しておく必要がある。

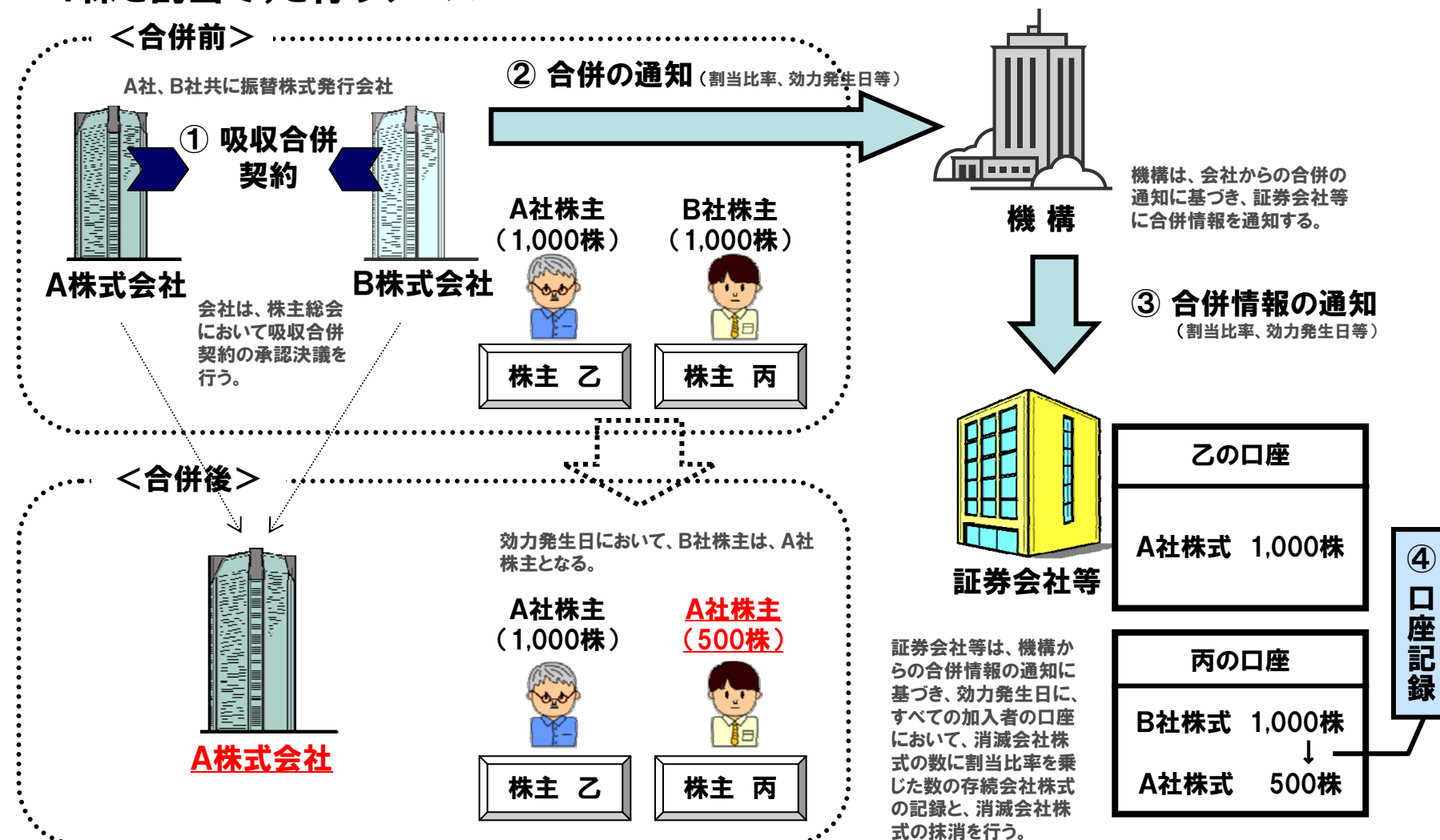
自己株式消却(一部抹消)

○ A社が自己株式1,000株の消却を行うケース



組織再編(割当比率による記録)

○ A社(存続会社)とB社(消滅会社)において吸収合併(B社株式2株に対しA社株式1株を割当て)を行うケース



(注) B社株式の取扱廃止に伴う総株主通知については記載を省略している。

○ 吸収合併における手続き

（消滅会社株式又は存続会社株式が振替株式であるか否かによる手続の違い）

		吸収合併存続会社	
		振替株式	非振替株式
吸収合併消滅会社	振替株式	①吸収合併消滅会社の振替株式の数に割当比率を乗じた数の吸収合併存続会社の振替株式の口座における記録、②吸収合併消滅会社の振替株式の口座における抹消、の手続 （前ページに記載の手続）	吸収合併消滅会社の振替株式についての全部抹消（取扱廃止）手続 （11ページに記載の全部抹消の手続）
	非振替株式	吸収合併消滅会社の非振替株式の数に割当比率を乗じた数の吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続 （6ページに記載の手続）	—

会社の決定事項等の通知

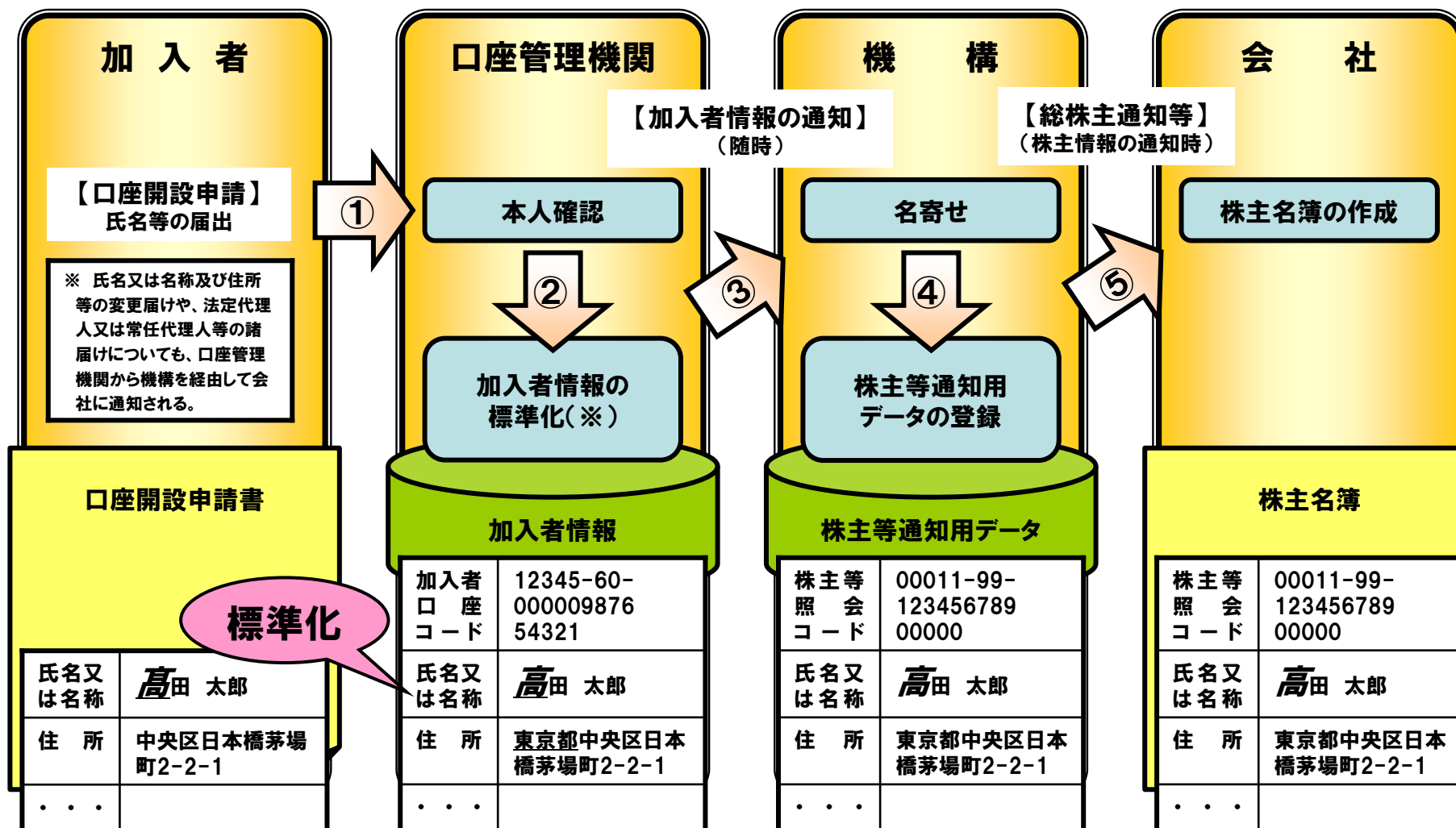
- 会社が募集株式の募集事項の決定等をした場合には、機構に対し、原則として **Target**（機構、東証等と利用者の間での業務上の連絡や書類の提出等を電子的に行うシステム）により、その内容等を通知して頂くことになります。
通知が必要な場合の一例は、次のとおりです。

通知する場合	通知する者	通知する時期	通知する事項
募集株式の募集事項の決定をした場合	募集株式の募集をする会社	取締役会決議後速やかに	募集方法（公募、第三者割当て又は株主割当ての別）、募集株式の銘柄、募集株式の数、募集株式の内容、募集に係る手続日程等
全部取得条項付種類株式の取得を決定した場合	全部取得条項付種類株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに	全部取得条項付種類株式の銘柄、全部抹消する日、取得の対価、取得に係る手続日程等
自己株式の消却を決定した場合	自己株式の消却をする会社	取締役会決議後速やかに	消却する銘柄、消却する数、一部抹消する日、一部抹消により減少の記録がされる会社の口座、消却に係る手続日程等
吸収合併契約の内容を決定した場合	消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	消滅会社の振替株式の銘柄、存続会社の振替株式の銘柄、割当比率、合併の効力発生日、合併に係る手続日程等

（注1） 現行保振制度における6条通知に相当するものである。なお、振替法では、会社に、新規記録通知（第130条）、全部抹消の通知（第135条）、株式併合の通知（第136条）、株式分割の通知（第137条）、合併等の通知（第138条）の通知義務があるものとしている。（罰則 第296条）

（注2） 通知する場合としては、上記のもの他に、株式分割を決定した場合、株式併合を決定した場合、株式無償割当てを決定した場合、会社分割を決定した場合、株式交換を決定した場合、株式移転を決定した場合、基準日を設定した場合、定款変更をした場合、単元未満株式の売渡請求に応じることができなくなった場合、届出事項に変更が生じた場合等を予定している。

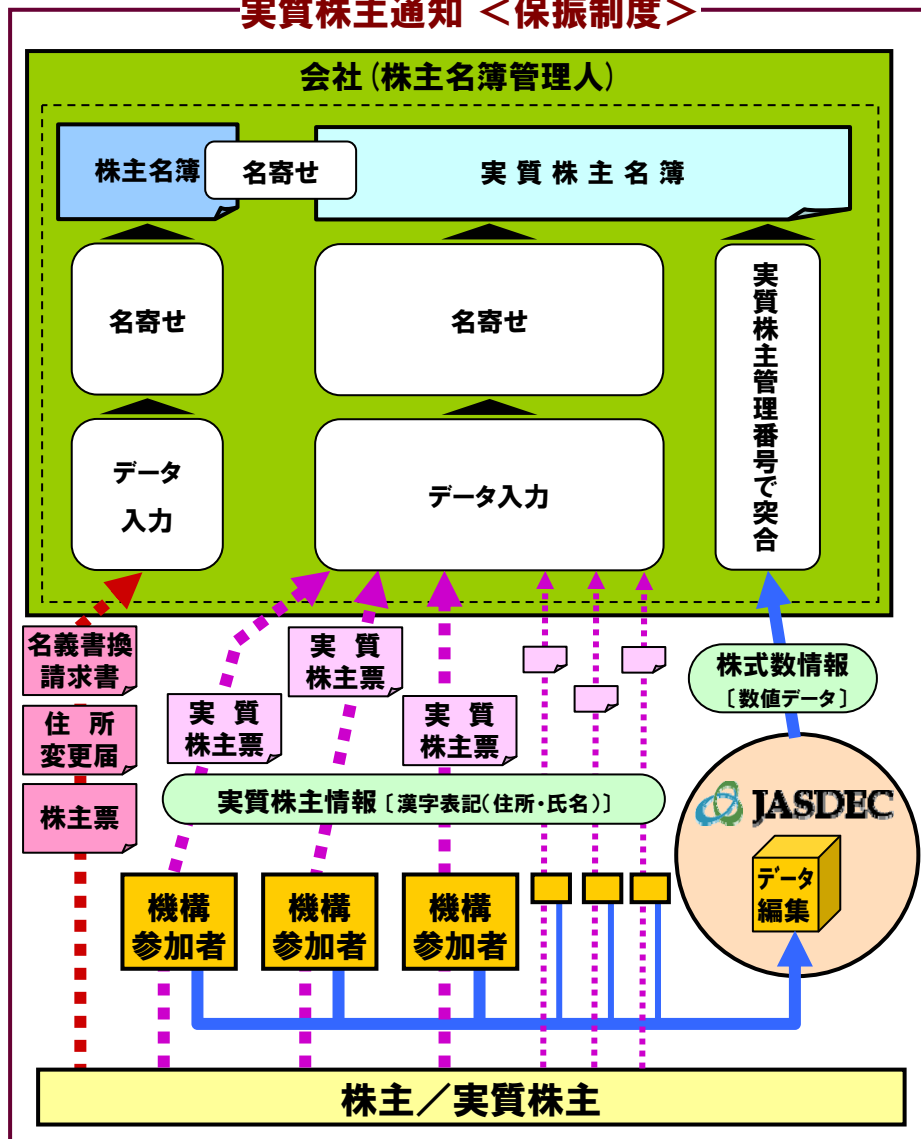
機構における加入者情報等の管理



注 電磁的な方法による情報の授受のため、口座管理機関は、加入者の氏名又は名称その他の漢字を含む情報について、「JIS X 0213」の範囲(制度移行当初においては、「JIS X 0213中のJIS X 0208+人名用漢字」の範囲)の文字への置換えを標準化に際して行う(文字情報のコード化は、「Unicode」を利用して行う。)

実質株主通知と総株主通知の概要

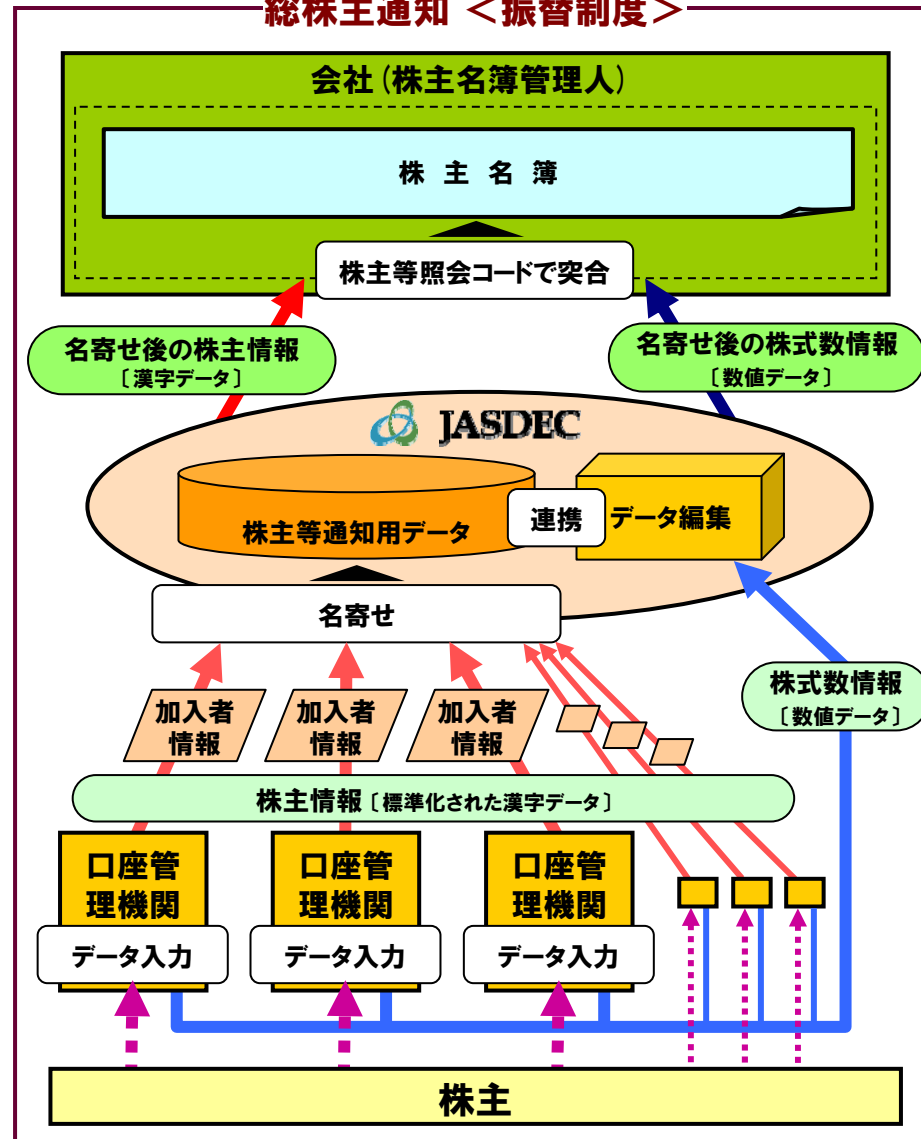
実質株主通知 <保振制度>



※「基準日」にのみ実施

(注) — (実線矢印): データ送信
 (破線矢印): 書面の授受

総株主通知 <振替制度>



※「基準日」及び「正当な理由」があるとき」に実施

実質株主通知と総株主通知の日程

○ 実質株主通知における株主名簿の確定<保振制度>

	権利確定日	1	2	3	4	5	6		約2週間後
会社／株主名簿管理人		担保分に係る実質株主の株式数の確定処理期間						実質株主と一般株主との名寄せ	株主名簿の確定
機 構						実質株主に係る株式数の通知			
参加者		担保データの通知		実質株主に係る株式数の報告					

○ 総株主通知における株主名簿の確定<振替制度>

	株主確定日	1	2	3	4
会社／株主名簿管理人					株主名簿の確定(注)
機 構					総株主通知
口座管理機関		総株主報告			

- 保振制度においては、権利確定日から実質株主通知までの間に、当該実質株主通知に係る担保の確定作業を行う必要があるが、振替制度においては、担保の確定作業を毎営業日ごとに行っているため、総株主通知に係る担保の確定作業を必要としない。
- 保振制度においては、実質株主通知により確定される実質株主と、制度外で株主名簿管理人が管理している一般株主との名寄せを株主名簿管理人が行っている。銘柄によって異なるが、実質株主通知の約2週間後に、株主名簿が確定されている。

注 株主名簿の確定時期は、株主名簿管理人によって異なる。

総株主通知の種別について

○ 振替法に定められた時期における総株主通知

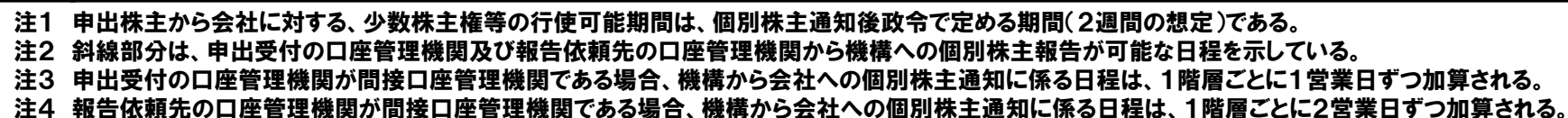
機構は、振替法第151条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、会社に対して総株主通知を行う。

※ 上記内容に係る総株主通知を行う具体例としては、決算期末、中間決算期末、株式分割、株式併合、取得条項付株式の全部取得、会社合併等の事由によるものを想定している。会社は、当該内容を取締役会等において決議したときは、速やかにその旨を機構に対して通知する。

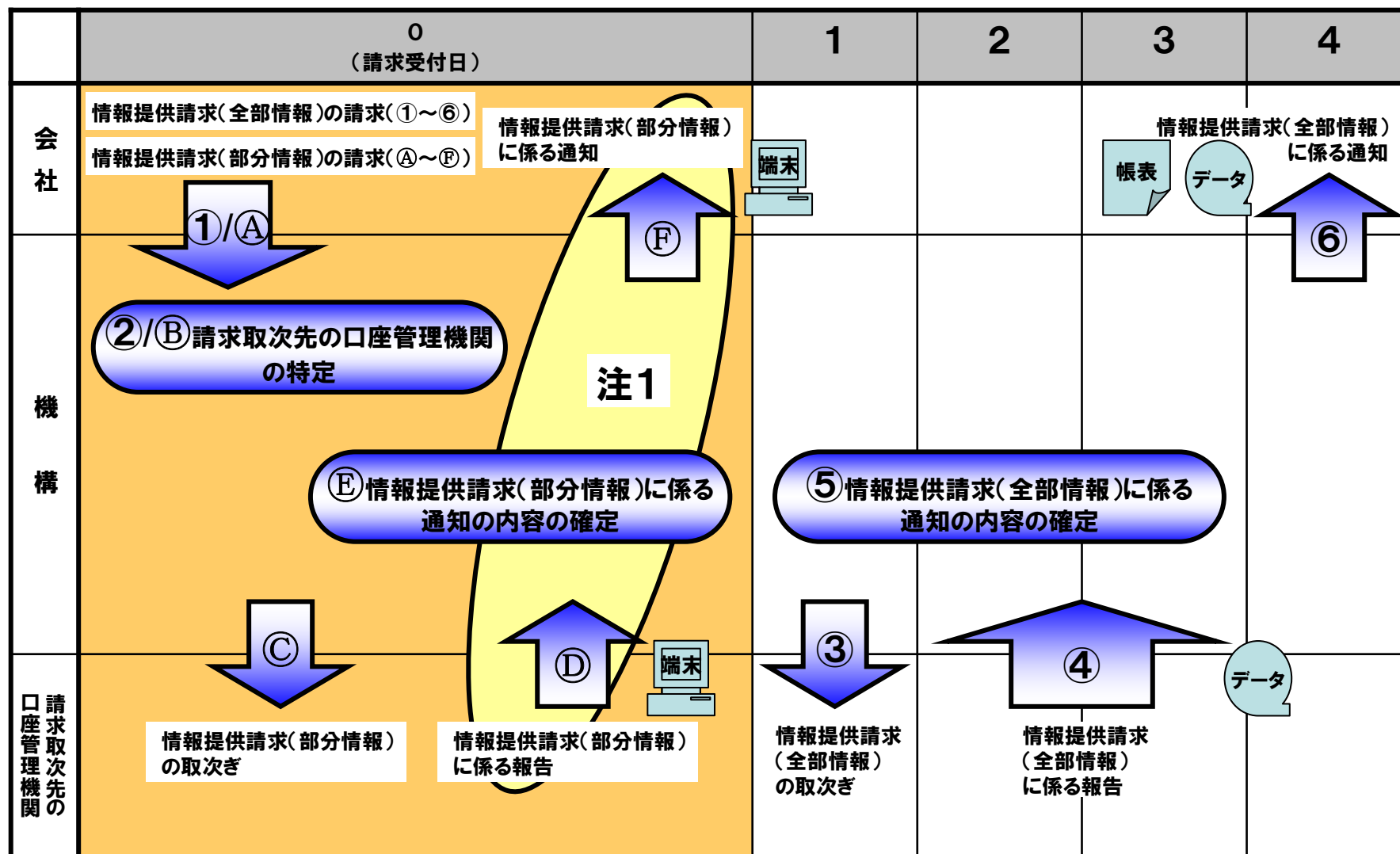
○ 会社の請求による総株主通知

機構は、会社から振替法第151条第8項に基づいて総株主通知の請求を受けたときは、会社に対して総株主通知を行う。ただし、会社は、「正当な理由」を示し、当該総株主通知に係る費用を負担した上で、総株主通知の請求を機構に対して行う。

※ 会社は、総株主通知の請求を行うことを決めたときは、速やかにその内容を機構に対して通知する。なお、当該請求は、株主確定日の前営業日から起算して9営業日前の日までに行う必要がある。



会社による情報提供請求のイメージ



会社による情報提供請求における加入者の指定方法

会社は、情報提供請求にあたり、以下に掲げる2項目のいずれかを示して加入者を指定することができる。

○ 株主等照会コード

会社は、加入者の「株主等照会コード」を指定する。ただし、指定に用いることができるのは、以下のいずれかに該当するものに限る。

- ① 直前の総株主通知において通知された加入者に係る「株主等照会コード」
- ② 直前の総株主通知後に個別株主通知により通知された加入者に係る「株主等照会コード」

※ 会社は、情報提供請求により知り得た株主に係る「株主等照会コード」を利用して、情報提供請求を行うことはできない。

○ 氏名又は名称及び住所

会社は、加入者の氏名又は名称及び住所を指定する。

- ・ 原則的な取扱い …… 加入者の氏名又は名称及び住所の全部を指定。
- ・ 正当な理由として「株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき」という要件を満たすとき
 - …… 加入者の氏名又は名称及び住所の一部を指定することが可能。

加入者の一部の情報による指定時の留意点

会社が、加入者の氏名又は名称及び住所の一部を指定する方法により情報提供請求を行う際の留意点は、以下のとおり。

【留意点】

- ・ 加入者の氏名及び住所の指定が必要（氏名のみ、又は住所のみの指定は不可）。
- ・ 氏名等については、「カナ氏名又はカナ名称」で可。また、「姓（カナ姓を含む）」のみでも可。
- ・ 住所については、「都道府県」及び「市区郡町村（政令指定都市については、「市」まで）」までの指定が必要。
- ・ 加入者の氏名若しくは名称又は住所が英字で表記されている場合は対象外。
- ・ 加入者が法人であるときは、「株式会社」といった法人種別は省略可。また、例えば「ほふり」や「機構」のように、略称や商号の一部による指定は不可。

【氏名の入力例】（日本橋 太郎（ニホンバシ タロウ）の入力例）

可否の別	姓	名
○	日本橋	—
○	ニホンバシ	—
×	—	太郎
×（注1）	ニホン	—

【住所の入力例】

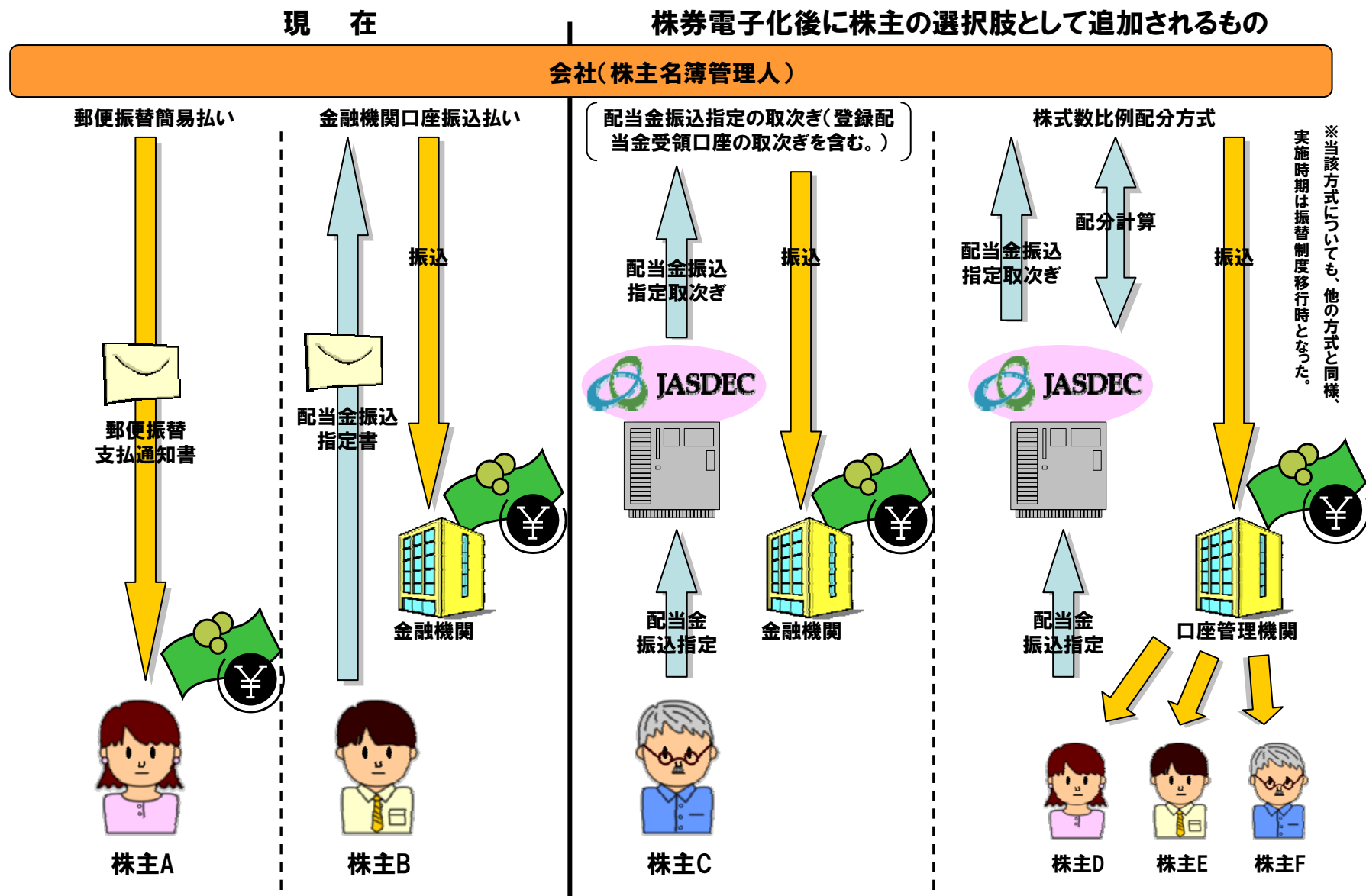
可否の別	都道府県	市区郡町村	大字・通称名	字・丁目	番	号	部屋番号
○	千葉県	千葉市中央区	新千葉	1丁目	1	1	—
○	千葉県	千葉市	—	—	—	—	—
×	—	千葉市中央区	新千葉	1丁目	1	1	—

注1 目的としている「ニホンバシ タロウ」は特定できず、「カナ姓」が「ニホン」という加入者が機構内に登録されていれば、その加入者を特定してしまう。

注2 それぞれの入力例における網掛け部分は、入力必須項目を示している。

株券電子化後における配当金支払い方法

○ それぞれの支払い方法のイメージ



○ それぞれの支払い方法の内容

現 行	振替制度移行後	
① 配当金振込指定による振込先への支払い ○ 株主があらかじめ会社に対し、配当金振込指定書によって配当金を受領する金融機関口座(又は郵便貯金口座)を通知し、会社が株主の指定する口座に対して配当金を支払う形式。 ○ 郵便貯金口座を指定する方法については、会社により利用を認めていないケースがある。 ※ 複数の銘柄に投資する株主にとっては、それぞれの銘柄ごとに配当金振込指定の届出を行う必要がある。	 現 行 どおり	① 現行の配当金振込指定による振込先への支払いの方法は継続 ○ 既に、配当金振込指定を利用している株主については、現行の受取り方式を変更したいとのニーズは乏しいと想定される。
	新 規	○ 振替制度移行に伴って、届出印による株主確認方法の見直しが検討されていることを踏まえ、階層構造を通じて届出を取次ぐことも可能とする。この場合、加入者は、直近上位機関に対して、個々の会社に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を行い、機構はこれを会社に取り次ぐ。
	新 規	② 登録配当金受領口座方式 ○ 加入者があらかじめ指定した一の預金口座で、すべての銘柄の配当金を受領する方式。 ○ 加入者は、直近上位機関に対して配当金振込指定の取次ぎの請求を行い、機構は、株主等通知用データとして、一の金融機関口座を登録する。 ○ 機構は、配当基準日が到来するつど、当該加入者が新規に保有することとなった銘柄について配当金振込指定の届出を行う。
② 郵便振替支払通知書等の送付による支払い ○ 会社が、株主の届出住所あてに、郵便振替支払通知書又は配当金領収証を送付し、所定の支払期間内に株主が郵便局等の窓口当該通知書等を持参し、それとの引換えにより、配当金を支払う形式。	新 規	③ 株式数比例配分方式 ○ 加入者は、直近上位機関に対して、口座に記録された振替株式の数に応じた配当金の受領を委任し、会社は、機構の計算した口座管理機関ごとの配当金受払額に基づいて、口座管理機関に対して配当金を支払う方式。 ○ 導入に向けて関係者による検討を行った結果、本方式についても、他の方式と同様、実施時期は振替制度移行時となった。
	 現 行 どおり	④ 現行の郵便振替支払通知書等の送付による支払いの方法は継続 ○ 証券会社に口座を開設していない株主や、隔地居住の株主等にあつては、引続き現行方式による配当金の受領のニーズがあると想定される。

正当な理由の解釈指針

総株主通知の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針

一 総株主通知の請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」(社債、株式等の振替に関する法律第151条第8項)があるものとして、発行者は、振替機関に対し、総株主通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (3) 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総株主通知の請求をすることができない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

二 情報提供請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」(社債、株式等の振替に関する法律第277条)があるものとして、発行者は、振替機関又は口座管理機関に対し、振替口座簿の当該発行者の株式が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

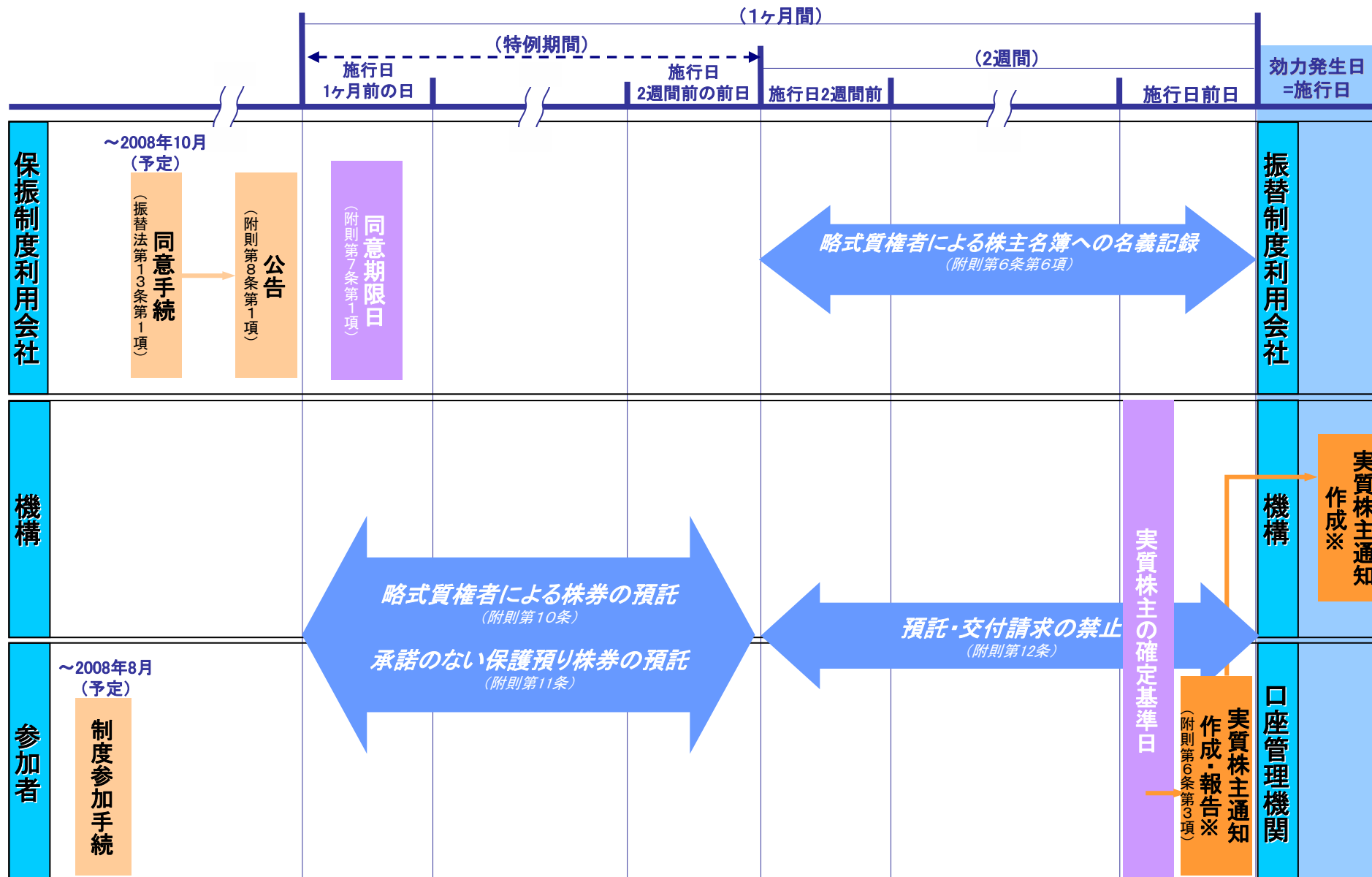
2 一の2は、前項の請求をする場合について準用する。

注 情報提供請求に係る「正当な理由」(4)、(5)、(6)は、総株主通知の請求に係る「正当な理由」(2)、(4)、(5)と同一の内容。

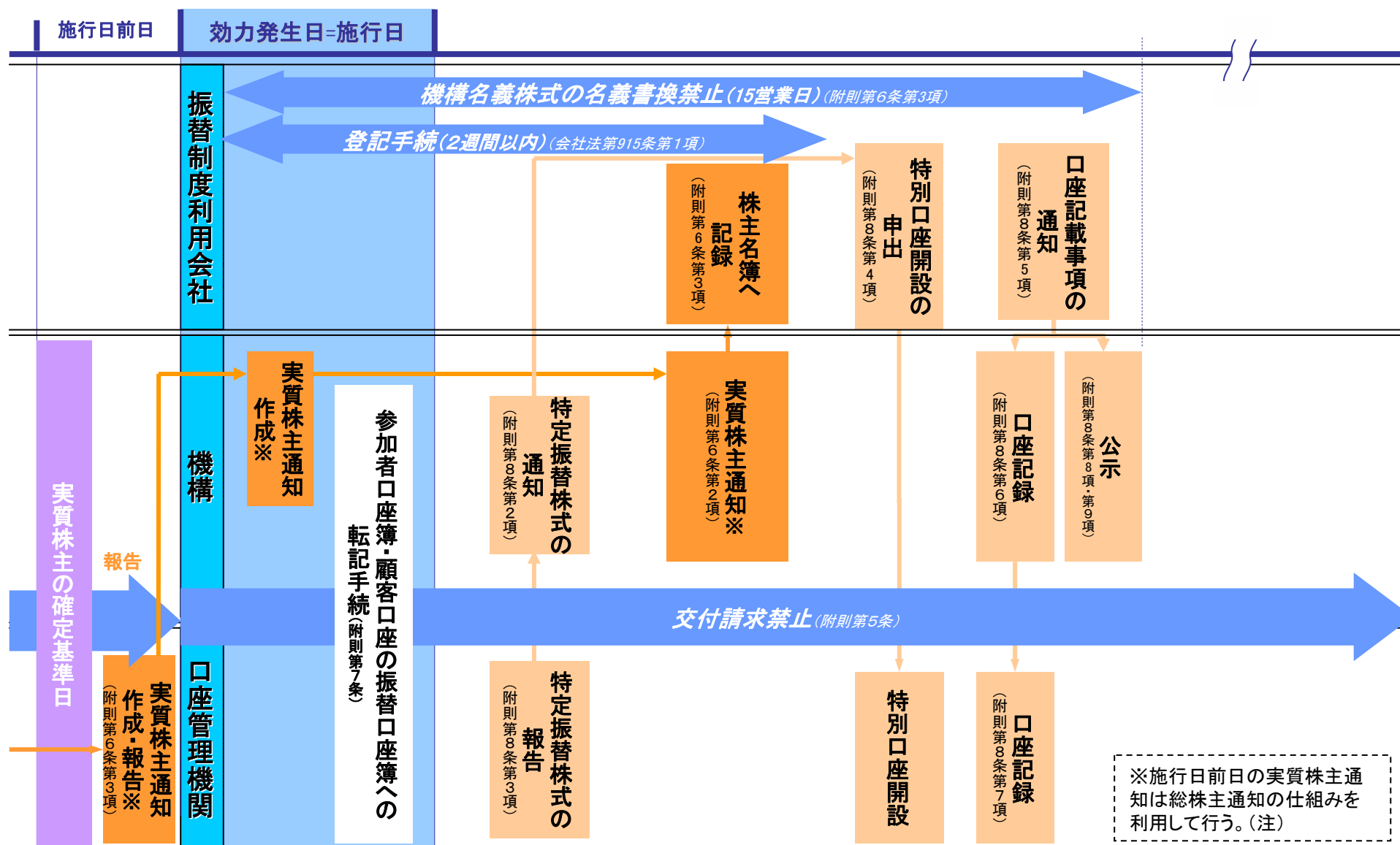


2. 株式の制度移行手続

移行手続のイメージ①(施行日以前)



移行手続のイメージ②(施行日以降)



(注) 施行日の2ヶ月程度前(2008年10月中を予定)より、総株主通知の仕組みを利用して実質株主通知を行う。

振替制度への参加手続①(日程イメージ)

※「みなし定款変更」の場合

日程	発行会社	機構
～		(説明会等)
2008年7月上旬	(準備)	同意書等の送付
2008年7月下旬 ～ 2008年10月末頃	同意書等提出(注1)	
～2008年12月初旬 (同意期限日まで)	公告	
2009年1月上旬 (施行日)	(みなし定款変更)	「証明書」(注2)の発送
～2009年1月中旬	登記手続	

(注1) 自主的に施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更を行った発行会社については、その旨を機構に通知する必要がある。なお、当該通知時期については、同意書等提出時を想定している。

(注2) 株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによる変更の登記の申請をする際の商業登記法第63条に規定する書面に代わるものとして発行するものである(附則第6条第7項参照)。

なお、機構は、自主的に施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更を行った発行会社に対しては当該「証明書」の発送は行わない。

振替制度への参加手続②(提出書類等)

■ 制度参加手続のための準備

主な項目	主な内容	備考
(1) 振替機関への同意	○ 取締役会の決議	
(2) 特別口座開設先等の決定	○ 特別口座開設先の口座管理機関の決定 ○ 調整株式数等を記録するための口座の開設	
(3) 定款の取扱い	○ 「株券を発行する旨」の定款の定めを廃止する方法の検討	※ 『「株券を発行する旨」の定款の定め取扱い』(P32) 参照。
(4) その他	○ 端株をなくす手続(端株制度採用会社)	※ 「端株の移行」(P35) 参照。

■ 発行会社の同意手続

参加形態	主な提出書類	提出時期(想定)
振替制度利用会社	① 同意書 ② 取締役会で同意に係る決議をしたことを証する書面 ③ 印鑑証明書 ④ 株式の内容を記載した書面 ⑤ 商号、本店所在地、業務連絡部署等機構へ届出を要する事項を記載した書面 等	2008年7月 ～ 2008年10月

(注) 具体的な日程は業務規程等の公表時期や総合テスト等の手続を勘案して決定する。

「株券を発行する旨」の定款の定めへの取扱い

■ 保振制度利用会社の対応

- ① 「みなし定款変更」が適用される場合（附則第6条第1項）
- ② 施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更をする場合（会社法第218条等）^{（注1）}

主な対応	①の場合	②の場合
(1) 株主総会決議	—	○
(2) 定款変更をした旨等の通知 （附則第3条第1項）	—	○ （注2）
(3) 特別口座の開設先の名称等の 公告（附則第8条第1項）	○	○
(4) 株券が無効となる旨等の公 告等	—	○ （注3）
(5) 登記手続	○	○
(6) 登記申請に添付する書類	・ 機構が発行する証明書	・ 株主総会の議事録 ・ 会社法第218条第1項の規定に よる公告をしたことを証する書面

（注1） 保振制度利用会社が施行日前の直近の定時株主総会等で、自主的に施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議を行い、かつ、同意期限日までに振替法第13条第1項の同意の手続を行った場合には、附則第7条（振替口座簿への転記の特例）・附則第8条（特別口座開設先の名称等の公告、特別口座の新規記録手続）の規定が適用されるため、「みなし定款変更」の規定により定款変更をした場合と同様の移行措置がとられることになる。

（注2） 機構への通知時期については、同意書等提出時を想定している。

（注3） 施行日の2週間前までに株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨等について公告等をしなければならない（会社法第218条第1項）。

特別口座の新規記録手続①(日程イメージ)

※「施行日の前営業日」をRとする。

	R	R+1	R+2	R+3	R+4	R+5	~R+8
参加者	担保データ編集	担保データ送信	担保内容通知受信	実質株主報告編集	実質株主報告送信		
機構		担保データ集信	担保突合	担保内容通知配信	報告株式数確定	実質株主報告集信	
発行会社 (TA)							

	R~R+8	R+9	R+10	R+11	R+12	R+13	R+14	R+15	
参加者	...								
機構	...	一般株主報告集信	(予備)	通知編集	総株主通知配信		新規記録通知集信	新規記録通知情報通知配信	口座簿増加記録
発行会社 (TA)	...	株主名簿の確定 一般株主報告送信	(予備)		総株主通知受信		新規記録通知送信	新規記録通知情報通知受信	口座簿増加記録

(注1) 発行会社(TA)は、一般株主に係る(加入者)情報を別途機構に対して登録しておく必要がある。

(注2) 特別口座の開設先が株主名簿管理人(TA)である場合を想定。

※ 今後の検討等により、内容等が変更される場合がある。

特別口座の新規記録手続②(特別口座の特徴等)

項目	内容	備考
(1) 特別口座の開設	① 特別口座の開設申請は、発行会社が行う。 ② 特別口座の名義人は、株主名簿上の名義人及び登録株式質権者となる。	※ 施行日において転記手続の対象外の株式に係る株主等が特別口座の新規記録通知の対象となる。なお、株券喪失登録がされた株券の株式については、株券喪失登録抹消日までは当該新規記録通知をすることができない(注)。
(2) 特別口座の新規記録日	○ 施行日から15営業日目の日	
(3) 特別口座に係る振替の制限	① 特別口座の加入者は、当該加入者が開設した口座及び発行会社口座への振替のみ可能。 ② 特別口座を振替先口座とする振替については、発行会社のみ可能。	※ ①: 単元未満株式の買取請求の場合等が考えられる。 ※ ②: 単元未満株式の売渡請求の場合等が考えられる。
(4) 特別口座の株主の権利	○ 前(3)の振替を除き、特別口座に記録された株式に係る株主の権利(議決権の行使、配当の受取等)は、他の振替株式と同様となる。	
(5) 特別口座に係る名義書換失念株主等の救済措置	○ 前(3)の例外として、失念株式等の株式が名義株主の特別口座に記録されている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、発行会社は、「 <u>失念株主等の特別口座開設の申出及び名義株主の特別口座から失念株主等の特別口座への振替申請</u> 」(A)を行わなければならない。 ① 失念株主等と名義株主が共同して請求をした場合 ② 名義株主に対して失念株主等への名義書換の請求をすべきことを名義株主に命ずる判決であって執行力を有するものの正本若しくは謄本又はこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを添付して失念株主等が請求をした場合 ③ 失念株主等の請求により <u>上記(A)</u> の手続を行っても名義株主その他利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合	※ ②: 主務省令で定めるものとしては、和解調書等が予定されている。 ※ ③: 主務省令で定める場合としては、株券を発行する旨の定款の定め廃止に係る効力発生日(施行日)から一定期間、失念株主等に係る株式の株券と当該株券を当該効力発生日(施行日)前に取得等をした事実を証する資料(売買契約書等)を添付して請求した場合等が予定されている。

(注) 株券喪失登録者が株券喪失登録されている株券の株式に係る名義人である場合(会社法第225条第1項に規定された株券所持人が株券喪失登録の抹消を請求している場合を除く。)には、施行日において株券喪失登録が抹消される。

端株の移行

項目	内容	備考
(1) 施行日までの端株の取扱い	○ 端株は、振替制度において取扱いの対象とされていないため、施行日までになくす必要がある。	
(2) 端株の移行方法 ^(注)	○ 主な端株の移行方法 ① 施行日を効力発生日とする株式分割及び単元株制度の採用 ② 端株の買取請求・買増請求の促進 ③ 定款変更による端株制度の廃止 等 ○ 関係者における移行方針の整理 少数の端株主のみを有する端株制度採用会社においては、円滑な移行を図る観点から、端株主以外の株主に影響を与えない上記②③の方法により、施行日前に端株をなくす方向でご検討をいただく。	※ ①:端株主に交付される株式については、移行時の「特別口座の新規記録通知」により特別口座に記録される。 ※ 移行時に株式分割等が集中することにより関係者の事務やシステム的な影響等の混乱が懸念されている。

(注) 登録単元未満株式(株主名簿に登録されている単元未満株式で株券が発行されていないもの)については、施行日以降、発行会社の申出により開設された特別口座に記録されることとなる。登録単元未満株式を振替制度前に保振制度へ移管するには、株主が発行会社から単元未満株券の交付を受ける必要があることから、登録単元未満株式を減少させる対応としては、登録単元未満株式の買取請求や売渡請求の利用促進が考えられる。また、振替制度後の対応としては特別口座からの振替が考えられる。

担保株券の預託

項目	内容	備考
(1) 関係者における 預託指針の整理	○ 担保の種類にかかわらず、担保権設定者の協力(設定者からの承諾や口座開設手続等)を得て、「特例期間」よりも前に預託を進めていく。	※ 「特例期間」においては、質権者単独で預託できる特例措置が設けられているが、「特例期間」(約2週間)における各関係機関の受入可能な処理量は約30億株程度と想定される(注)。
(2) 担保株券の移行 方法	① 証券会社等の参加者を通じて、機構に担保株券を預託する方法 ② 株主名簿に登録する方法	※ ①: 一般の事業法人においては、保振制度の「参加者」となることができない。 ※ ②: 質権の場合、施行日の2週間前の日から施行日の前日に限り、略式質権者が単独で株主名簿に質権者として氏名等の登録を請求することができる法律上の措置が設けられている(特例登録株式質)。
(3) 担保権設定者の 口座開設	○ 担保株券の預託にあたっては、振替制度移行後の取扱いや実務面から、担保の種類(質か譲渡担保か)にかかわらず、担保権設定者(株主)の口座が必要となる。	※ 質権者単独で特例期間に預託する場合においても、質権設定者(株主)の口座は必要となることに留意する必要がある。

(注) 「特例期間」においては、関係者における円滑な移行や実務への影響を考慮し、あらかじめ預託株式数の調整を行う等一定の制限を設けることも考えられる。

発行会社におけるその他の検討及び留意事項

項目	内容
(1) 移行時のコーポレートアクション等についての対応	○ 施行日直前の2週間は、「預託・交付請求の禁止」の措置が設けられていることから、預託・交付の伴う①「保振制度を利用した公募又は売出し」、②「預託株券に係る自己株式の消却手続」等が制約される。 ○ 施行日前後に行われるコーポレートアクションについては、システム移行等の関係により、実務上の支障が生じる場合には、必要に応じて、日程調整等の検討を依頼することが想定される。
(2) 名義書換失念株式の救済措置に係る手続	○ 振替制度移行後における名義書換失念株式（機構名義失念株式を含む）の救済措置に係る手続の検討
(3) 特別口座の移管手続	○ 特別口座に記録された振替株式を当該口座の名義株主が開設した振替口座に移管する際の手続の検討

3. 新株予約権付社債及び新株予約権の振替制度の概要

振替新株予約権付社債の取扱対象

- 振替制度において、機構が取扱対象とする新株予約権付社債の範囲は、現行の保振制度と同様とする。（機構の取扱対象とならない新株予約権付社債は電子化されない。）

機構の取扱対象

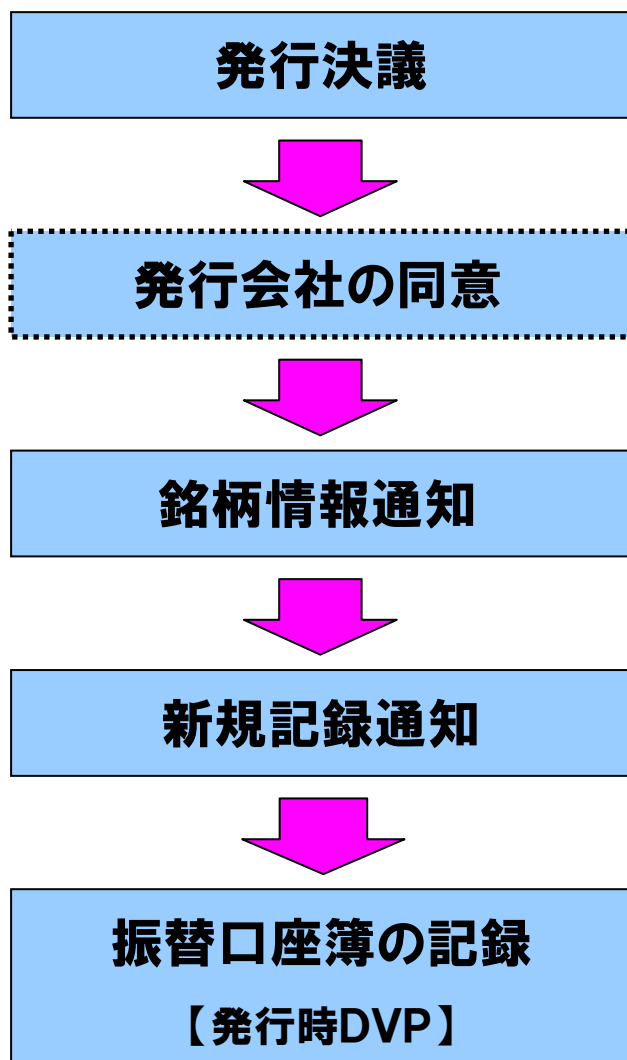
- 証券取引所に上場される新株予約権付社債
- 総額買取型新株予約権付社債
 - ー 非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの（口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの）

機構の取扱対象とならない新株予約権付社債

- 海外で発行される新株予約権付社債
 - ー ユーロ円建新株予約権付社債等
- その他の新株予約権付社債
 - ー 投資ファンド、事業会社など特定の第三者に割り当てられる新株予約権付社債等

振替新株予約権付社債の新規発行

- 振替制度においては、社債券の発行が不要となる。新規発行は、コンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)へ記録することにより行われる。⇒ 券面発行に伴うコスト(印刷費用、印紙税)の削減及び事務処理負担の軽減が実現。



- 会社は新株予約権付社債の発行ごとに、現物債を発行するか、振替債を発行するかを決定することができる。

- 会社は振替債の発行を決定した場合には、当該新株予約権付社債を機構が取り扱うことについて、同意(将来の発行も含めた包括的な同意)を行う。
- 施行日前の既発債の移行手続の過程において既に同意している場合には、改めて同意することは不要。

- 発行代理人は、会社が利率、新株予約権行使価格等の発行条件を決定した日(条件決定日)の翌営業日に、機構に対して、銘柄情報ファイル(CSV形式又はファイル伝送形式)を送信する。

- 機構は、当該銘柄情報ファイルを口座管理機関に提供する。

- 引受証券会社は、機構の決済照合システムに新規記録情報を登録する。
- 発行代理人は、当該情報を確認した後、機構に対して、新規記録情報承認通知を送信する。

- 払込期日に、日本銀行の当座勘定において、引受証券会社(資金決済会社)から発行代理人(資金決済会社)へ払込金の入金が行われる。

- 機構は、日本銀行から入金済通知を受領した後、直ちに、引受証券会社の口座に新規記録を行う。

振替新株予約権付社債の銘柄情報通知

○ 振替制度においては、銘柄に関する全ての情報は、発行代理人から機構へ、機構から口座管理機関へと、電子データの形式で通知が行われる。⇒ 業務の効率化・STPが実現。

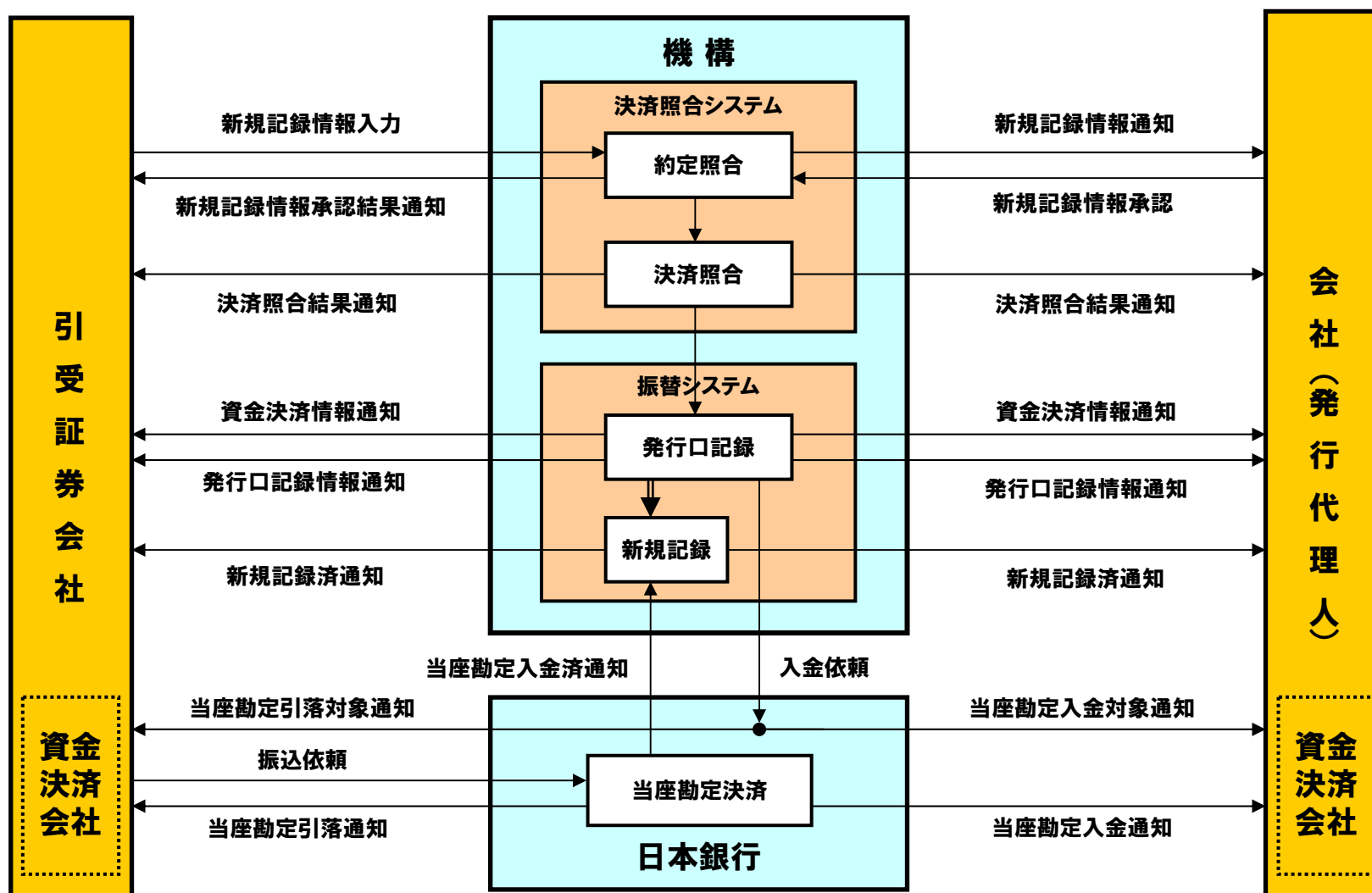
【主な通知項目】

銘柄に関する事項	銘柄コード
	ISINコード
	銘柄名称
	発行者
	回号
	募集方式
	上場区分
社債に関する事項	募集開始日
	払込日
	各社債の金額
	発行総額
	発行代理人
	支払代理人
	資金決済会社
利払い	社債管理者
	利払期日
	利率(固定・変動)
償還	償還期日
	償還価額

コールオプション	コールオプションの有無
	繰上償還期日
	償還価額
プットオプション	プットオプションの有無
	繰上償還期日
	償還価額
新株予約権に関する事項	新株予約権の総数
	新株予約権の行使期間開始日
	新株予約権の行使期間終了日
	新株予約権の発行価額
	新株予約権の行使価額
	行使請求受付場所
取得条項	取得条項の有無
	取得日
	取得対価
端数償還金	端数償還金の有無
特例債	特例新株予約権付社債かどうか
元利払手数料	元金手数料率
	利金手数料率

振替新株予約権付社債の新規記録①

【発行時DVP方式】

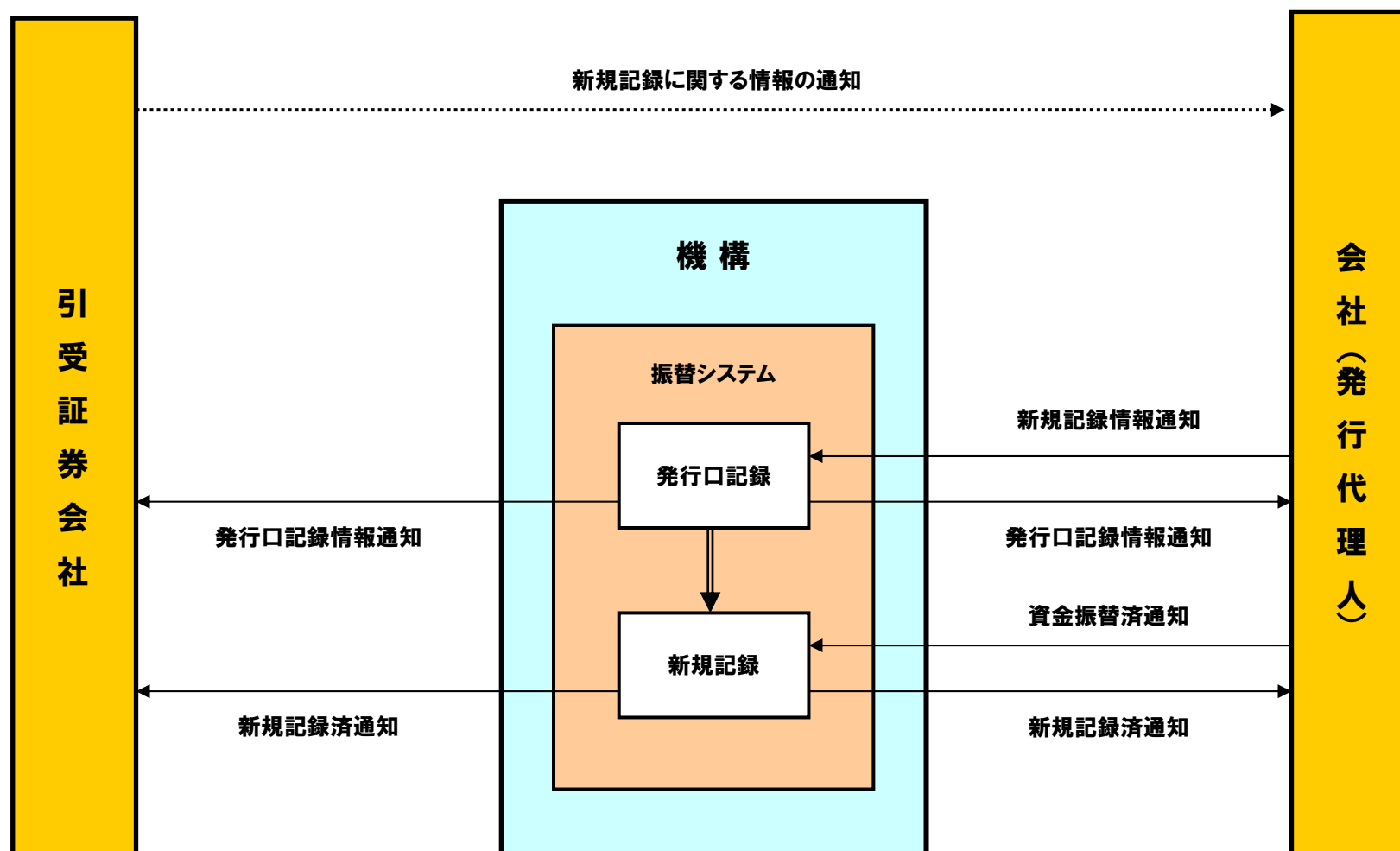


※ 資金決済情報通知は、資金決済会社にも送信する。

※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

振替新株予約権付社債の新規記録②

【発行時DVP方式によらない方式】



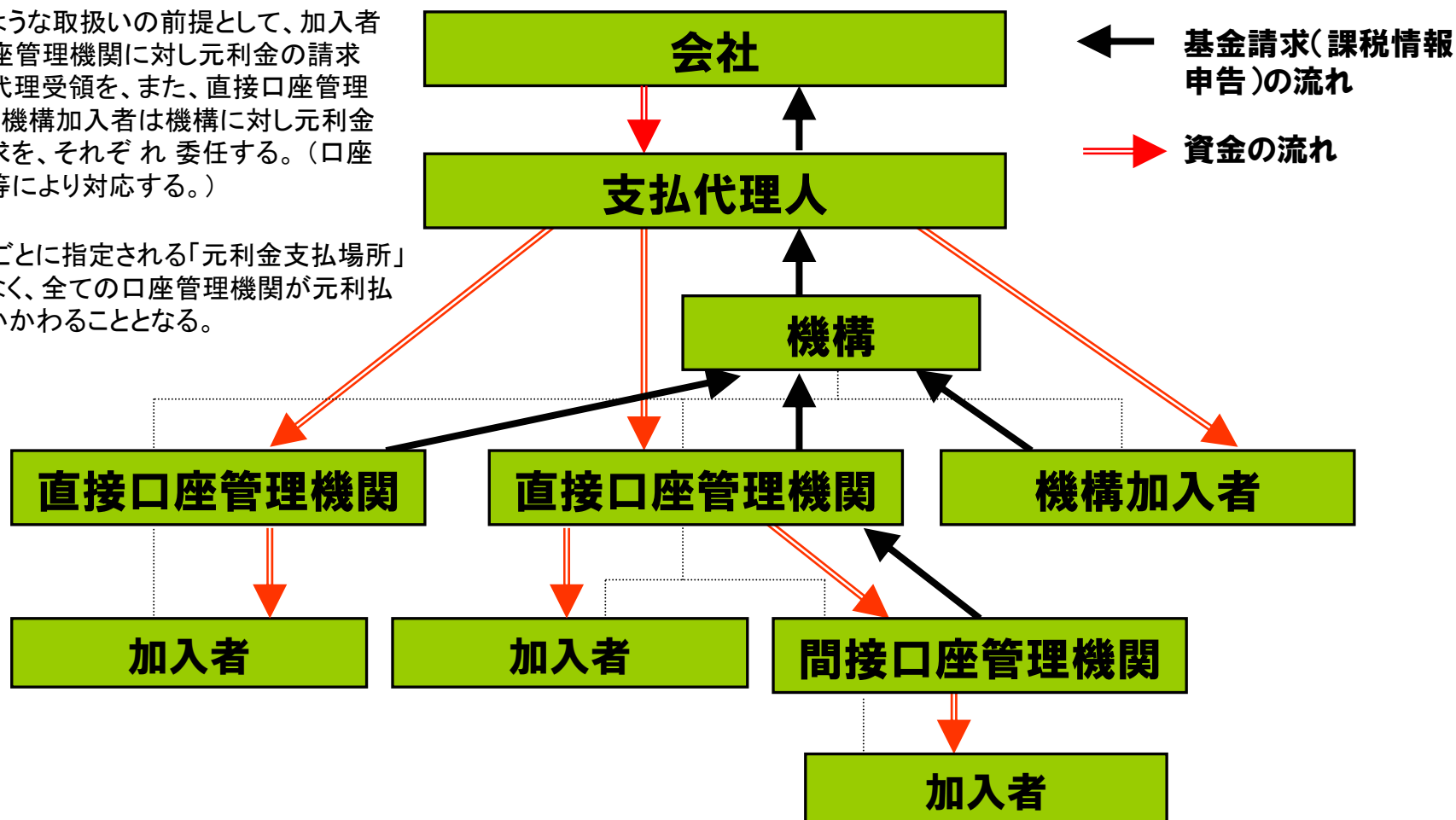
- ※ 発行代理人は、払込期日に、引受証券会社から払込みが行われたことを確認した後、機構に対して、資金振替済通知を行う。
- ※ 機構は、発行代理人から受け付けた資金振替済通知に基づき、受付日当日のオンライン処理により振替口座簿に新株予約権付社債の記録を行う。
- ※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

振替新株予約権付社債の元利払い

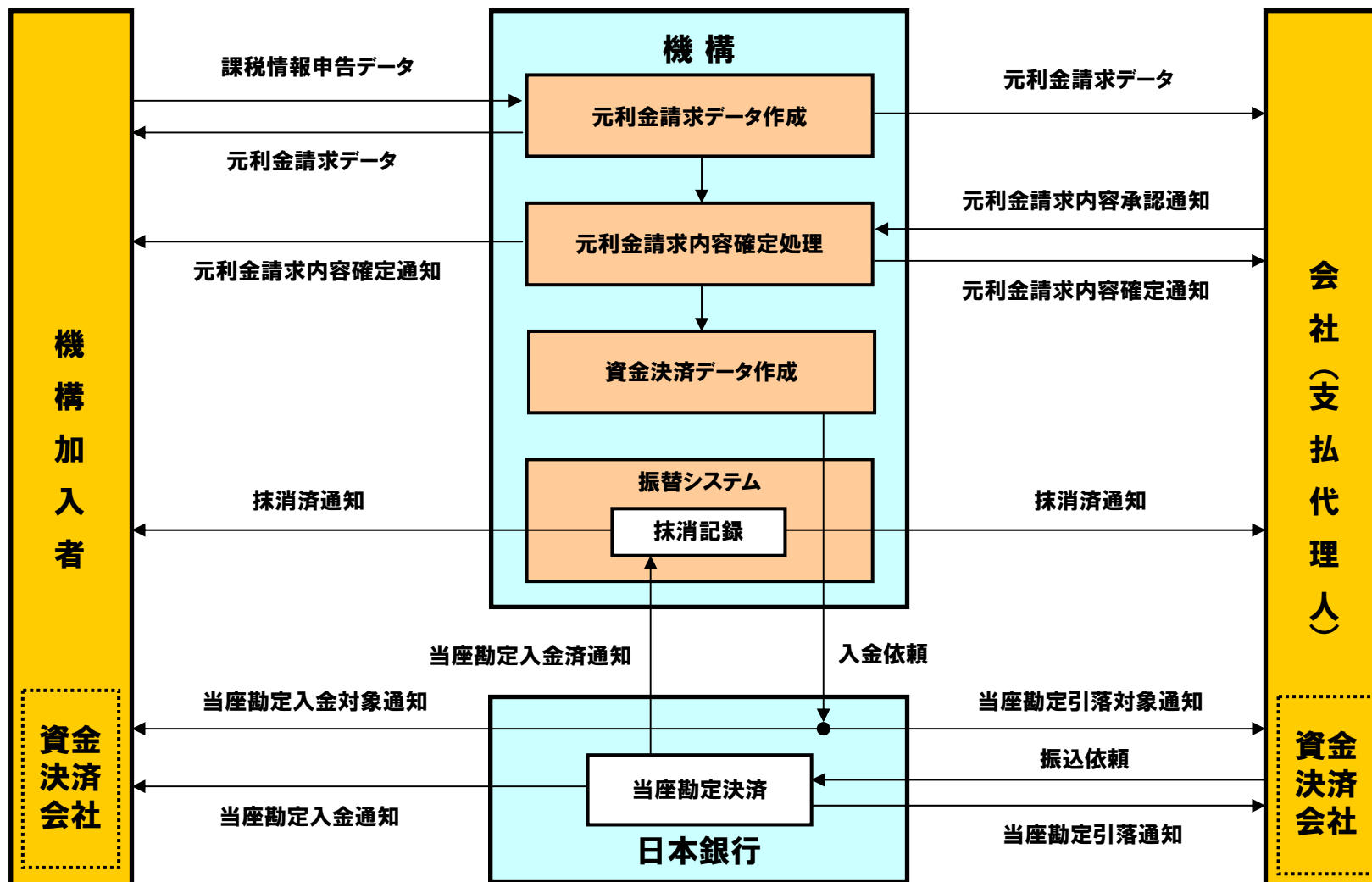
- 現在は、社債権者が、償還の場合は本券を、利払いの場合は利札を、元利金支払場所に持参し、元利金支払場所を通じて、元利金が支払われているが、振替制度では、振替制度の階層構造を利用し、口座簿に記録された残高に基づいて、会社→支払代理人→口座管理機関→加入者(社債権者)と、順次元利金が支払われる。
⇒ 本券・利札の運搬・精査等の事務が削減され、償還や利払いの事務手続が簡素化。

- このような取扱いの前提として、加入者は口座管理機関に対し元利金の請求及び代理受領を、また、直接口座管理機関・機構加入者は機構に対し元利金の請求を、それぞれ委任する。(口座約款等により対応する。)

- 銘柄ごとに指定される「元利金支払場所」ではなく、全ての口座管理機関が元利払いにかかわることとなる。

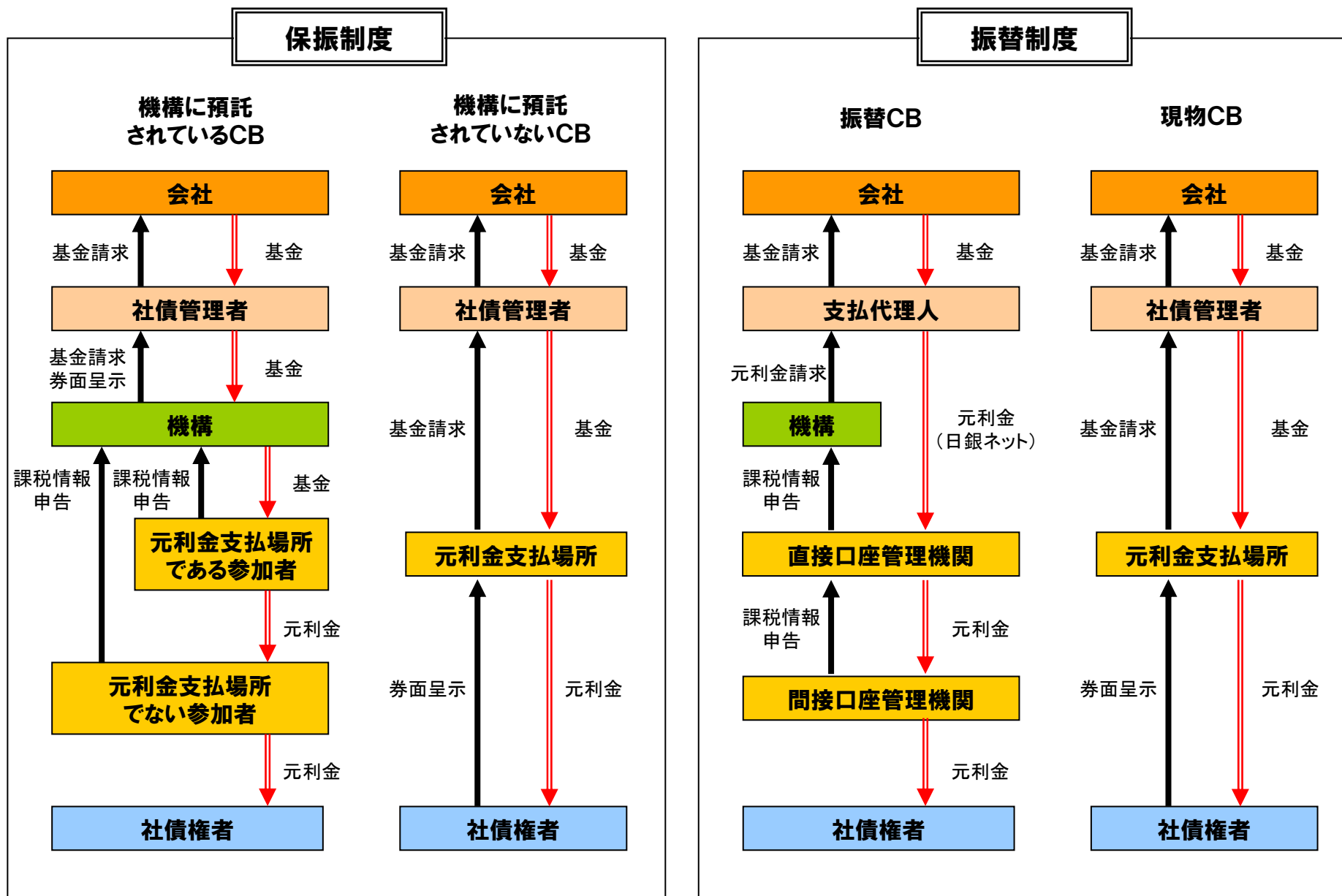


振替新株予約権付社債の元利払いの事務処理



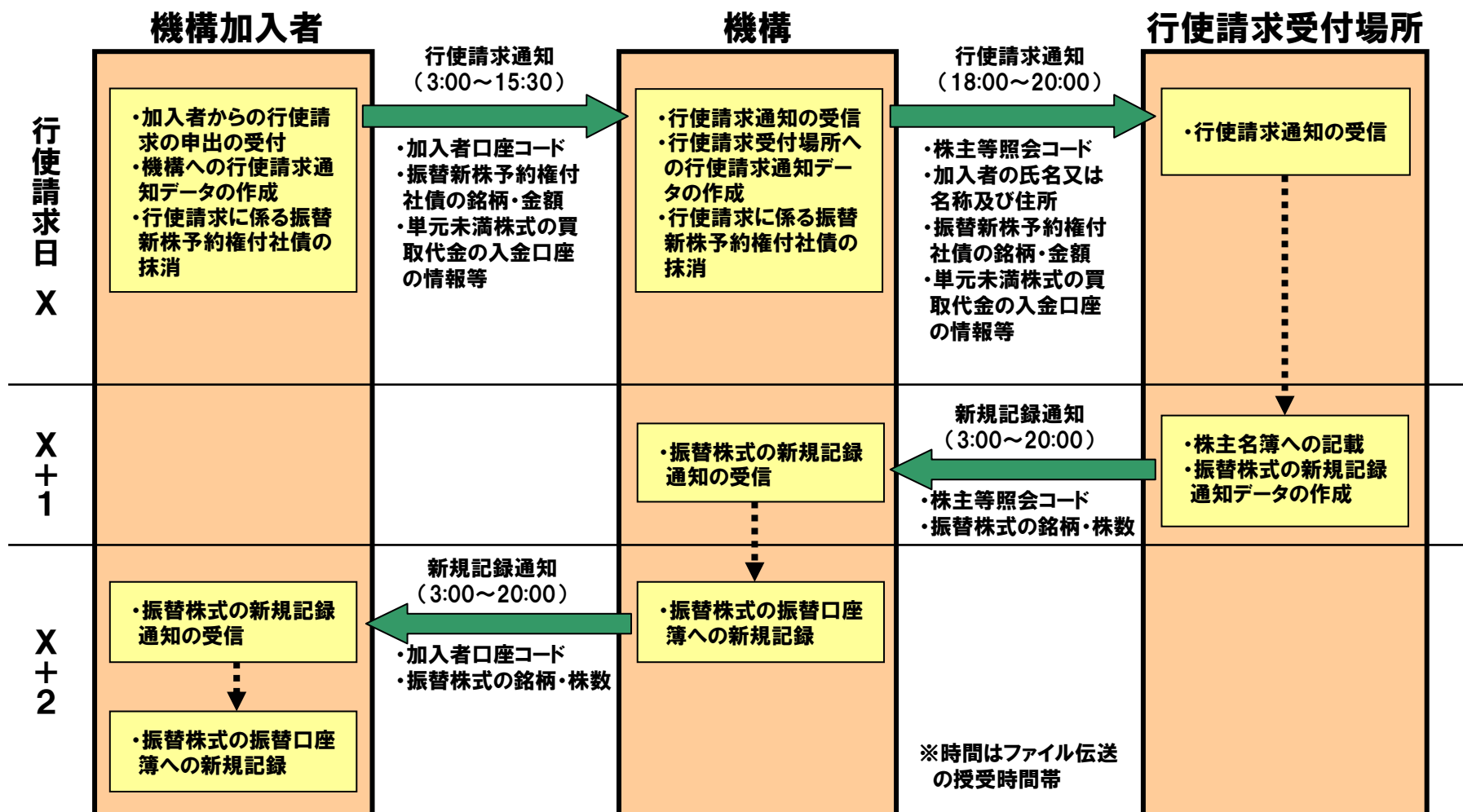
※ 機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知を受領した後、当該決済が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、当該振替新株予約権付社債の抹消を行う。利払いに係るものである場合には、抹消は行わない。

保振制度と振替制度の比較(元利払い)



振替新株予約権付社債の新株予約権行使

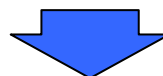
- 現在は、関係者間で、新株予約権行使請求書、実質株主票、券面等を搬送しているが、振替制度では、コンピュータシステムによるデータ伝送の方法により処理を行う。⇒ 関係者の事務処理の負担・コストが軽減。
- 現在は、機構が新株予約権行使を受け付けてから、新株予約権行使に対して交付される株式が口座簿に記録されるまで、5日間かかっているが、振替制度では、2日間に期間が短縮される。⇒ 社債権者の利便性が向上。



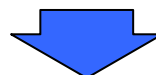
現物新株予約権付社債の新株予約権行使

- 機構の取扱対象とならない新株予約権付社債、又は、機構の取扱新株予約権付社債で振替債に移行していないものについては、振替制度移行後は、新株予約権行使の際に、振替株式を交付するための実務対応（機構のコンピュータシステムを通じた口座通知及び新規記録の手続）が必要となる。

社債権者は、行使請求取次場所又は行使請求受付場所に対して、新株予約権行使請求を行う。

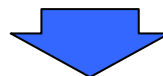


社債権者は、新株予約権行使により振替株式の記録を受けるべき口座の会社（行使請求受付場所）への通知を、口座管理機関に依頼する。（社債権者は口座管理機関に口座を開設しておくことが必要。）

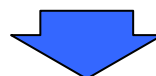


口座管理機関は、機構に対して、口座情報を通知する。【T日 3:00～20:00】
機構は、行使請求受付場所に対して、口座情報を通知する。【T+1日 3:00～14:00】

※時間はファイル伝送の授受時間帯

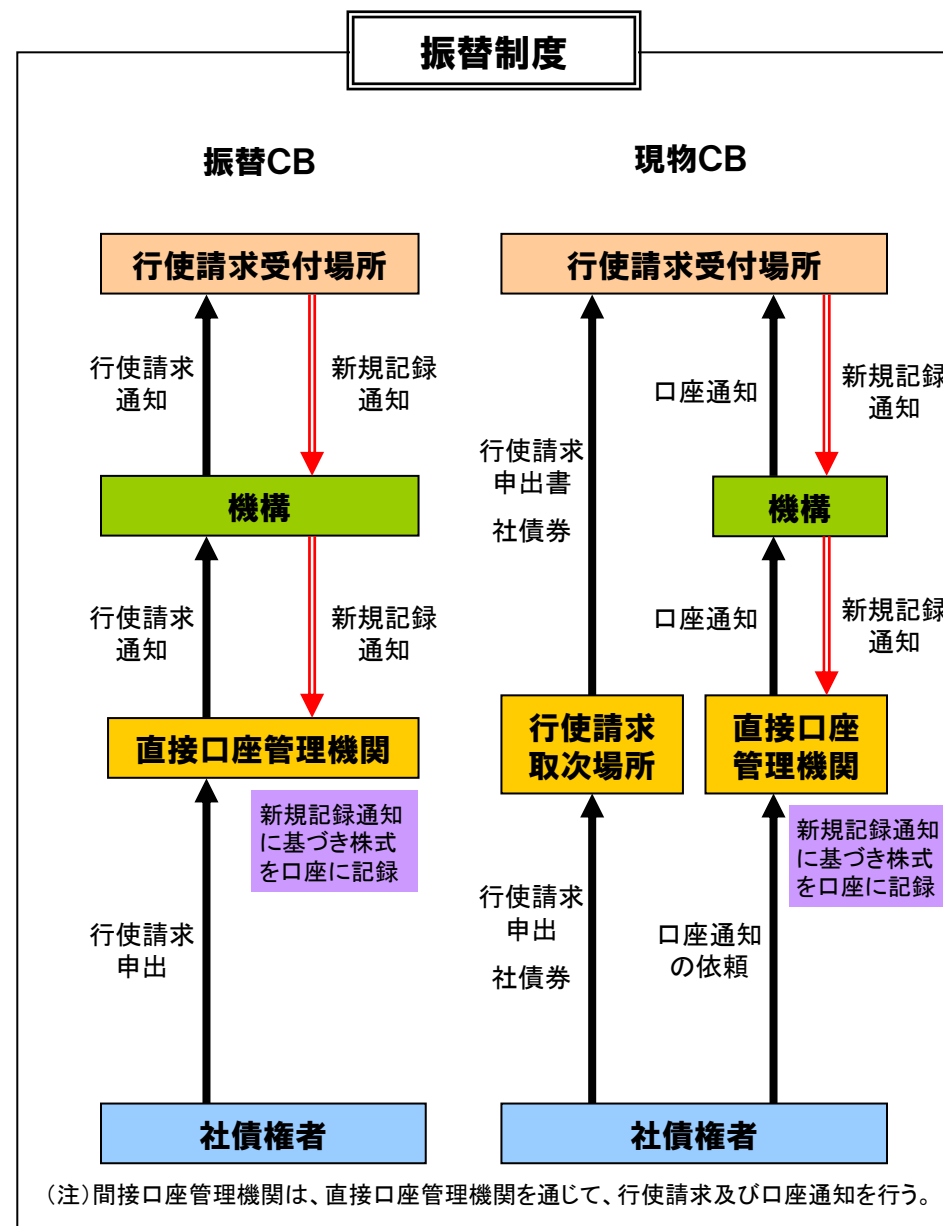
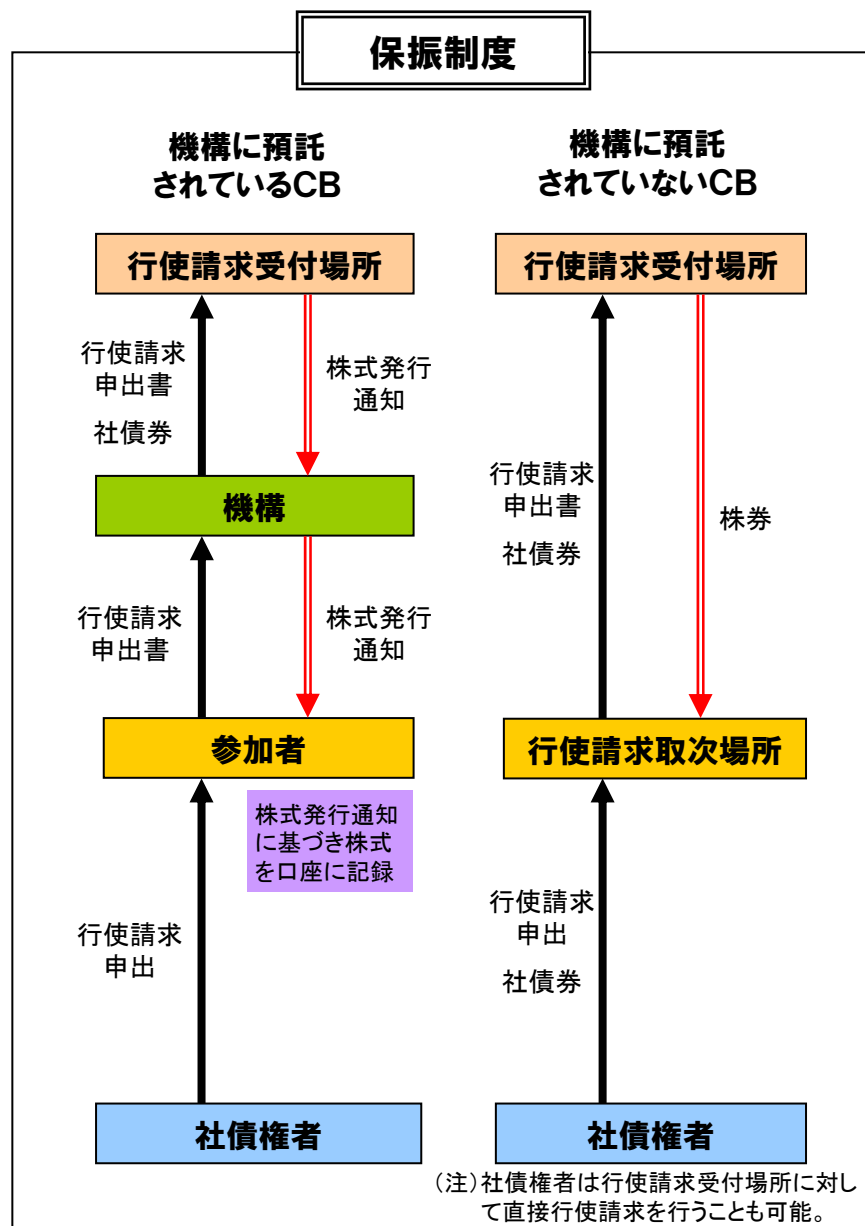


行使請求受付場所は、機構に対して、振替株式の新規記録情報を通知する。【T+2日 3:00～14:00】
機構は、口座管理機関に対して、振替株式の新規記録情報を通知する。【T+3日 3:00～14:00】 ※時間はファイル伝送の授受時間帯



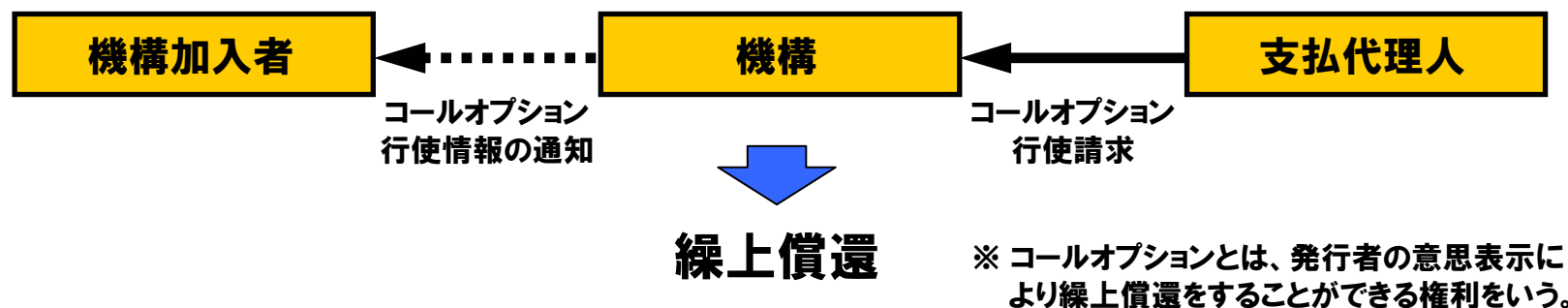
機構及び口座管理機関は、振替口座簿に、振替株式を記録する。

保振制度と振替制度の比較(新株予約権行使)

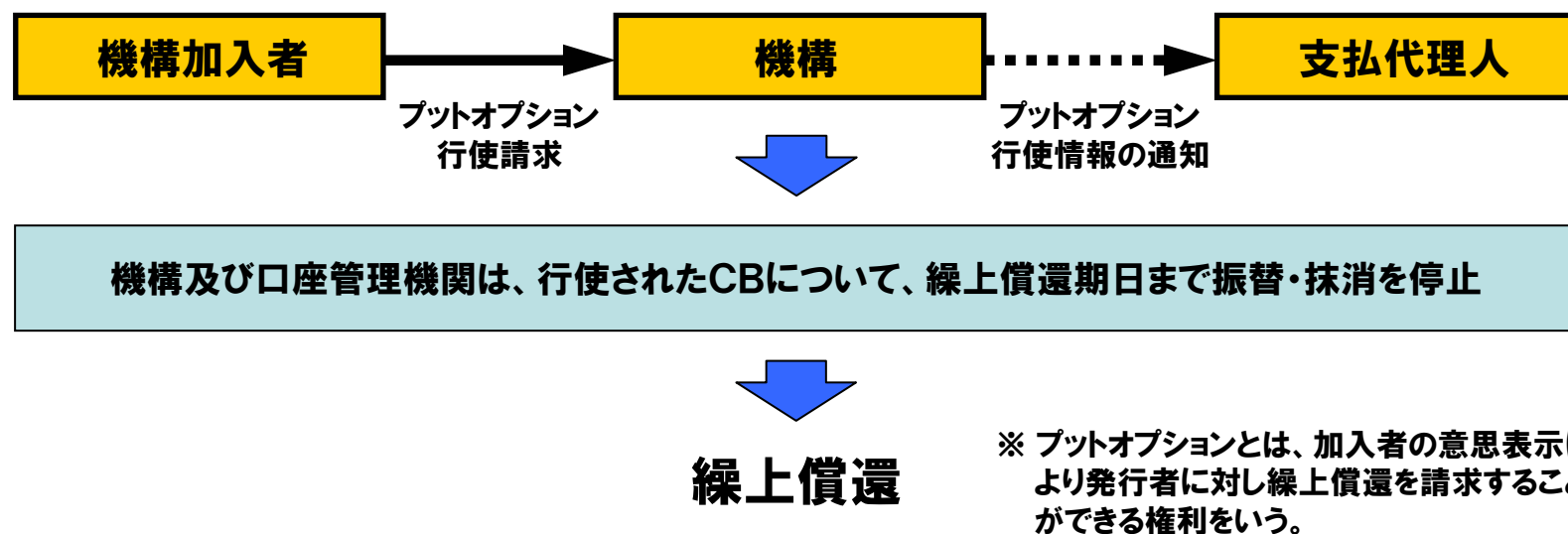


振替新株予約権付社債の繰上償還

コールオプションの行使



プットオプションの行使



振替新株予約権付社債の買入消却



(注)買入消却請求は、前日請求又は当日請求が可能。前日請求の場合は消却日の業務開始時に抹消処理を行う。当日請求の場合はオンラインで即時に抹消処理を行う。

振替新株予約権付社債の加入者情報の取扱い

総新株予約権付社債権者通知

- 振替制度では、新株予約権付社債についても、株式の総株主通知と同様に、加入者の氏名・住所等の情報を発行会社に通知する仕組み(総新株予約権付社債権者通知)が用意されている。(振替法218条)

⇒ 電子化後は、発行会社は、新株予約権付社債の保有者(社債権者)を把握することが可能となる。

通知の種別	通知を行う場合
振替法に定められた時期における通知	● 取得条項付新株予約権付社債を全部取得により全部抹消する場合(振替法217条第3項) ● 合併等の際、消滅会社等の新株予約権付社債が存続会社等へ承継される場合に、消滅会社等の新株予約権付社債を全部抹消するとき(振替法223条3項)
発行会社の請求による通知	● 発行会社は、正当な理由があるときは、機構に対して、総新株予約権付社債権者通知を請求することができる。

加入者情報の通知

- 振替制度においては、口座管理機関は、新株予約権付社債についても、株式の場合と同様に、口座を開設した都度(原則として、初めて口座に振替新株予約権付社債の数量を記録した日から5営業日以内に)、加入者情報(加入者口座コード、加入者の氏名及び住所等の情報)を機構に通知することが必要となる。

※ 加入者情報の通知は、商品の区別(株式と新株予約権付社債の区別)なく行うものであり、当該加入者を振替株式の加入者として既に通知している場合、又は、施行日前のデータ整備の手続の中で既に通知している場合には、改めての通知は不要。

- 機構は、当該加入者情報を名寄せしたうえで、株主等通知用データとして管理を行う。

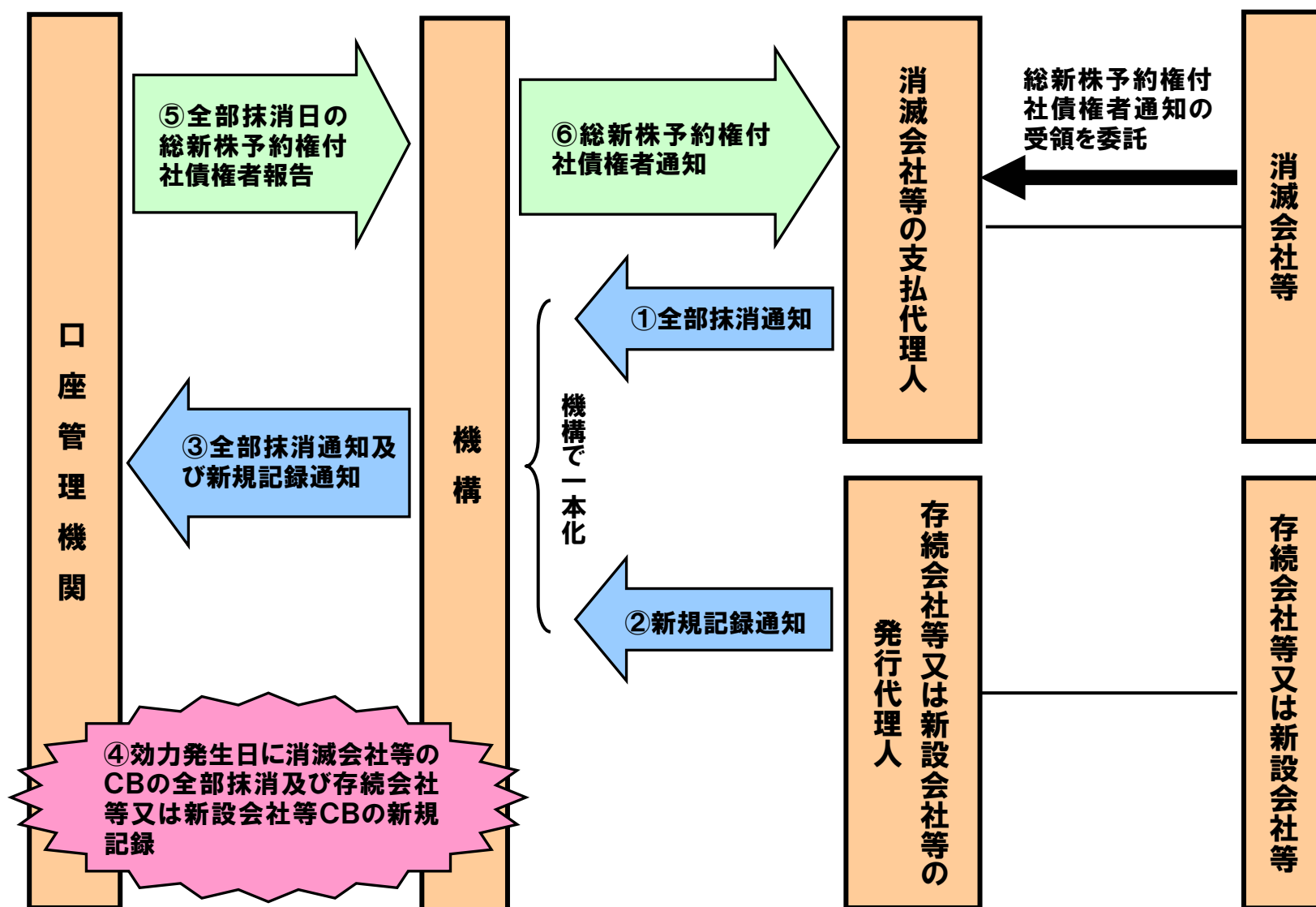
(注)上記の各取扱いは振替新株予約権についても同様。(施行日前における加入者情報の通知の手続は不要。)

正当な理由の解釈指針

総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求における正当な理由についての解釈指針

1. 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第186条第5項又は第218条第5項）があるものとして、発行者は、振替機関に対し、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることができるものとする。
 - （1）発行者が、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権の新株予約権者又は振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
 - （2）新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - （3）新株予約権又は新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたとき。
2. 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることはできない。
 - （1）人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
 - （2）犯罪目的を有するとき。
 - （3）公序良俗に反するとき。
 - （4）第三者への漏えいを目的とするとき。
 - （5）新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。
 - （6）発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

振替新株予約権付社債の承継



※ 総新株予約権付社債権者通知は、株主名簿管理人又は会社が受領することも可能。(CD-ROM等の媒体も用意。)

振替新株予約権付社債の社債権者集会

（証明書の交付）

- 社債権者が、以下の行為を行う場合には、直近上位機関から、振替口座簿のうち自己の口座の記録事項を証明した書面（「社債権者集会における議決権行使等のための証明書」）の交付を受け、当該書面を会社又は社債管理者に提示しなければならない。（振替法222条）
 - 会社法718条1項の規定による社債権者集会の招集の請求
 - 会社法718条3項の規定による社債権者集会の招集
 - 社債権者集会における議決権の行使
 - 担保付社債信託法95条1項の規定による担保物の保管の状況の検査

（証明書交付中の取扱い）

- 機構及び口座管理機関は、社債権者集会における議決権行使等のための証明書を交付したときは、当該証明書が社債権者から返還されるまでの間は、当該証明書における証明の対象となった振替新株予約権付社債の振替及び抹消を停止する。

振替新株予約権の取扱対象

- 機構では、振替制度から、新たに、新株予約権の取扱いを行う。（振替制度施行前に発行された新株予約権は取扱対象としない。）

機構の取扱対象

- 無償割当新株予約権

- ー 株主に対して無償で割り当てられる新株予約権であって、証券取引所に上場されるもの（有償増資の際に発行され、証券取引所に上場される、従来の新株引受権証書に相当するもの）

- 総額買取型新株予約権

- ー 非上場新株予約権のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの（口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの）

機構の取扱対象とならない新株予約権

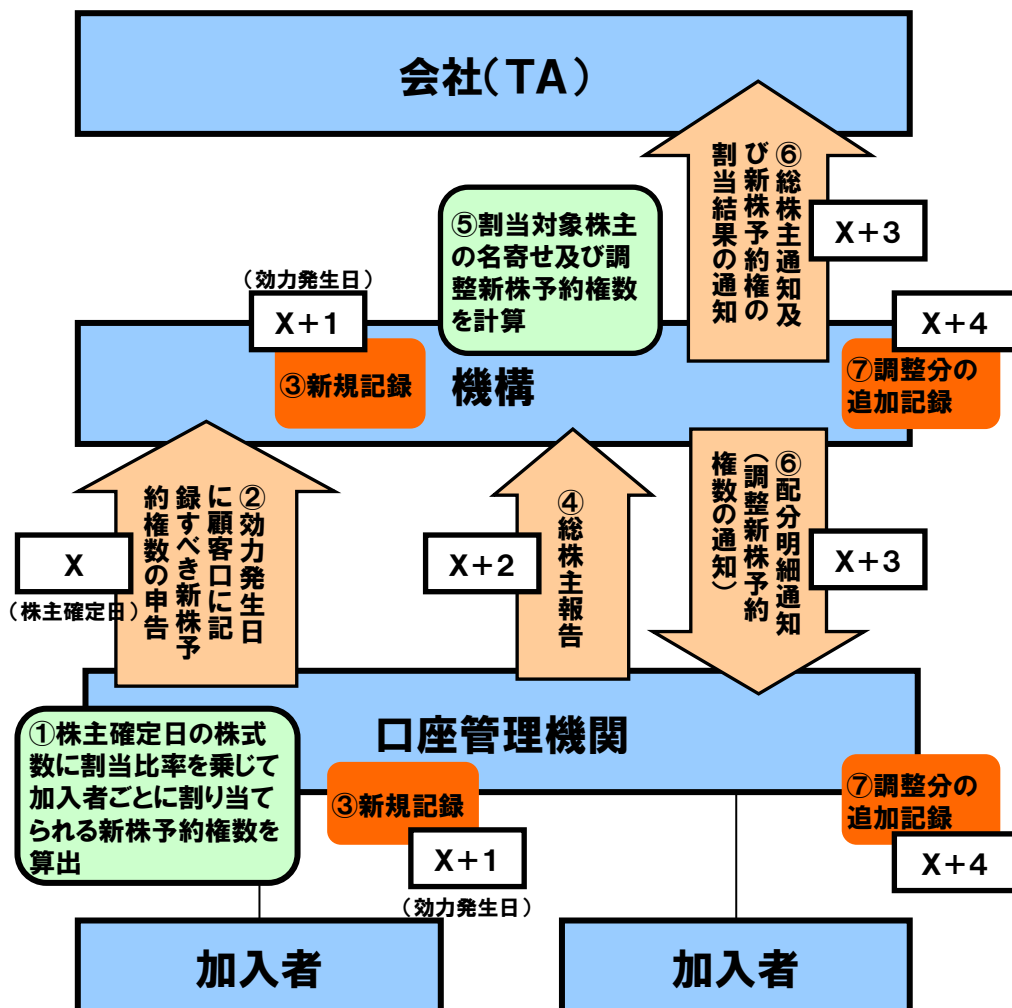
- 役員、従業員、株主等に割り当てられるストックオプション

- その他の新株予約権

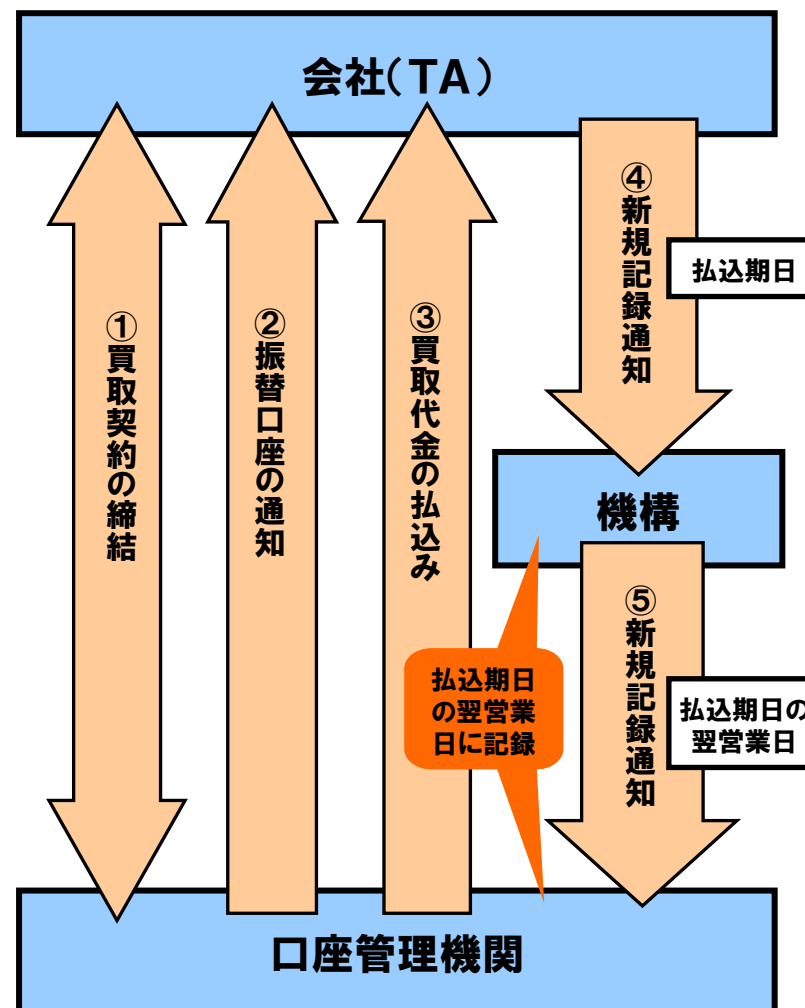
- ー 投資ファンド、事業会社など特定の第三者に割り当てられる新株予約権等

振替新株予約権の新規発行

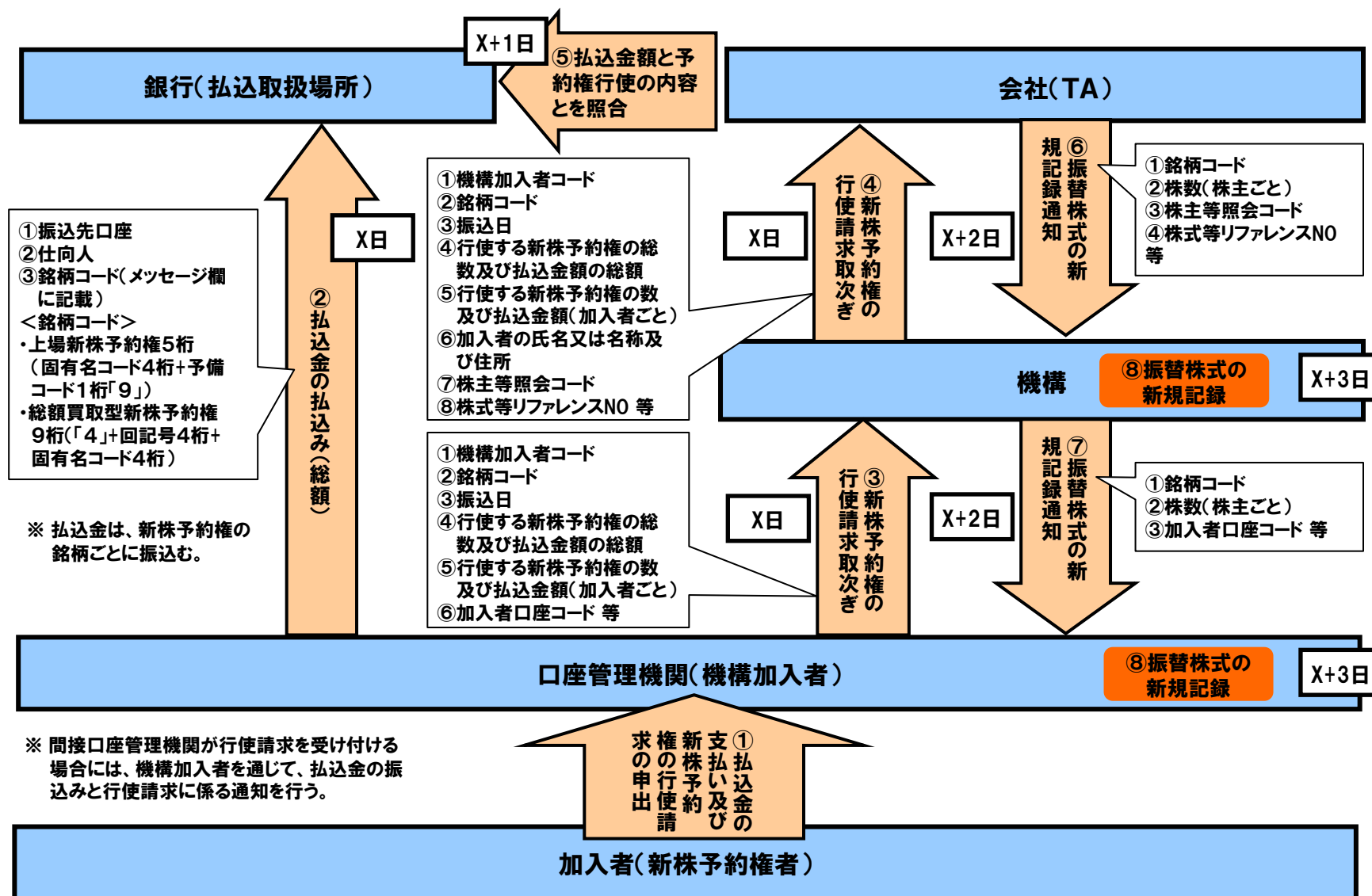
無償割当新株予約権



総額買取型新株予約権



振替新株予約権の新株予約権行使



(注) 機構の取扱対象とならない新株予約権は、新株予約権行使の際に、振替株式を交付するための実務対応(機構のコンピュータシステムを通じた口座通知及び新規記録の手続)が必要となる。

4. 新株予約権付社債の制度移行手続

既発債の移行(特例新株予約権付社債)

- 振替制度の施行前に発行された新株予約権付社債については、当該新株予約権付社債が機構の取扱銘柄であり、次の要件を満たす場合には、社債権者の申請により振替受入簿へ記録することによって振替制度を利用することが、特例として認められている(振替法附則41条「特例新株予約権付社債」)

- (1) 振替制度の施行日までに発行の決議がされたもの
- (2) 新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの
- (3) 譲渡によるその新株予約権の取得について、会社の承認を要することの定め(会社法236条1項6号「譲渡制限」)がないもの
 - ⇒ 譲渡制限の定めがあるかどうかについては、それを会社法236条の「新株予約権の内容」として定めているかどうか(発行時の目論見書における社債要項において定めているかどうか)により判断する。
- (4) 新株予約権付社債の発行後に、会社が振替法の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの

(注1) 施行日までに償還される銘柄については、特例新株予約権付社債とすることはできない。

(注2) 期限の利益を喪失している新株予約権付社債については、特例新株予約権付社債とすることはできない。

移行の手続とスケジュールの概要

■ 制度参加者の手続(2008年8月まで)

- 機構加入者(直接口座管理機関)の口座開設申請
- 間接口座管理機関の承認申請
- 発行代理人及び支払代理人の指定申請
- 資金決済会社の登録申請

(注)具体的な日程は業務規程等の公表時期や総合テスト等の手続を勘案して決定する。

■ 発行会社の手続(2008年10月末まで)

- 既発債である新株予約権付社債について振替法の規定を受けることとする旨の取締役会決議
 - 新株予約権付社債を機構が取り扱うことについて同意(包括同意)する旨の取締役会決議
 - 発行代理人及び支払代理人の選任
 - 機構に対して、同意書、発行代理人及び支払代理人の選任届出書、特例新株予約権付社債の内容を記載した書面等の提出
- ⇒ 機構は、発行会社から選任があった旨を当該発行代理人及び支払代理人に対して通知する

■ 特例新株予約権付社債の銘柄情報の提供(2008年11月)

- 発行代理人は、機構に対して、特例新株予約権付社債の銘柄情報ファイルを提出
- 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報ファイルを提供

■ 特例新株予約権付社債の内容の公示(2008年11月)

- 機構は、特例新株予約権付社債の内容を機構のホームページに掲載することにより公示

■ 集中移行(2009年1月)・個別移行(2009年1月～当該銘柄の償還まで)

発行代理人及び支払代理人に関する手続

項目	事務処理	備考
1. 発行代理人及び支払代理人による機構への指定申請	○振替新株予約権付社債に係る新規記録手続について、発行会社に代わり機構との間の手続を行おうとする者は、機構に対し、発行代理人の指定の申請を行う。 ○振替新株予約権付社債の払込金の払込後から抹消までの手続について、発行会社に代わり機構との間の手続を行おうとする者は、機構に対し、支払代理人の指定の申請を行う。 ＜提出書類＞ 発行代理人及び支払代理人指定申請書、制度参加に係る届出書、連絡先担当者届、登記事項証明書、代表者の印鑑証明書	○発行代理人及び支払代理人の指定申請は、一般債振替制度とは別に行う。 ○原則として発行代理人及び支払代理人は、同一の会社とする。
2. 機構による発行代理人及び支払代理人の指定	○機構は、指定申請を行った会社が次に掲げる事項に適合していると認める場合には、発行代理人及び支払代理人としての指定を行う。 ①機構の定める電磁的方法により振替新株予約権付社債の発行、抹消、元利払等に係る業務を行うことができること。 ②振替新株予約権付社債の発行、抹消、元利払等に係る業務を確実に遂行できる事務処理能力を有していること。 ○機構は、機構のホームページに指定を行った発行代理人及び支払代理人の名称、代理人コード等を掲載する。	
3. 発行会社による発行代理人及び支払代理人の選任	○発行会社は、新株予約権付社債に係る同意書を機構に提出する際に、機構が指定した者の中から発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届け出る。 ○機構は、発行会社により選任された発行代理人及び支払代理人に対し、選任された旨を通知する。 ○発行会社は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、機構に届出を行った発行代理人及び支払代理人の中から、当該発行について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に通知する（発行代理人による銘柄情報通知により行う）。	○発行代理人及び支払代理人は10社まで選任可能とする。 ○銘柄ごとに設置する発行代理人及び支払代理人は1社とする。

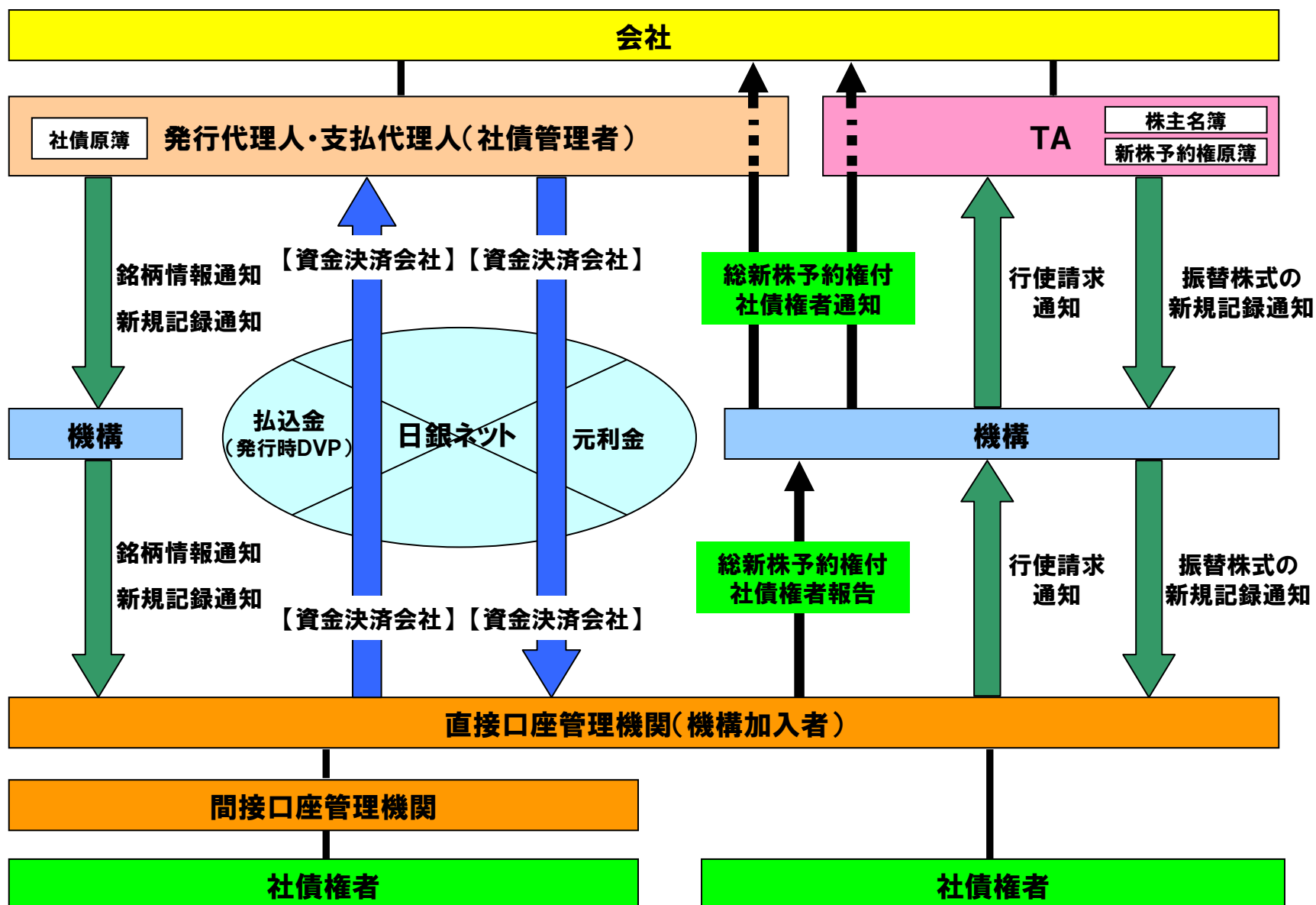
資金決済会社に関する手続

項目	事務処理	備考
1. 資金決済会社による機構への登録申請	○振替新株予約権付社債の発行に係る払込金又は元利金の授受について、発行会社又は機構加入者に代わり資金決済の手続を行おうとする者は、機構に対し、資金決済会社の登録の申請を行う。 <提出書類> 資金決済会社登録申請書、制度参加に係る届出書、連絡先担当者届、登記事項証明書、代表者の印鑑証明書	○資金決済会社の登録申請は、一般債振替制度とは別に行う。
2. 機構による資金決済会社の登録	○機構は、登録申請を行った金融機関等が日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステムのオンライン取引先である場合には、資金決済会社としての登録を行う。 ○機構は、機構のホームページに登録を行った資金決済会社の名称、資金決済会社コード等を掲載する。	
3. 機構加入者による資金決済会社の選任	○機構加入者は、制度参加手続を行う際に、既に機構に登録を行っている資金決済会社の中から、元利金受領のために利用する資金決済会社を1社選任し、機構に通知する。 ○機構加入者は、発行時DVP方式により払込金の払込みを行う場合には、既に機構に登録を行っている資金決済会社の中から、払込金の払込みのために利用する資金決済会社を1社選任し、機構に通知する（決済照合システムに入力する）。	○機構加入者自身が資金決済会社となる場合には、自社を資金決済会社として通知する。 ○元利金受領と払込金の払込みの際に利用する資金決済会社は、異なる会社を選任することが可能。
4. 発行会社による資金決済会社の選任	○発行会社は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に登録を行っている資金決済会社の中から、振替新株予約権付社債の発行に係る払込金受領又は元利金の支払いの際に利用する資金決済会社を選任し、機構に通知する。	○発行代理人自身が資金決済会社となる場合には、当該発行代理人を資金決済会社として通知する。 ○払込金受領と元利金の支払いの際に利用する資金決済会社は、同一の会社とする。

発行会社の手続

項目	事務処理	備考
1. 振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定	○会社は、既発行の現物債を振替債に移行する場合には、振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定を行う。（振替法附則第41条） ○会社は、振替制度開始後に振替新株予約権付社債を新規発行する場合には、その発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権付社債の全部について振替法の適用を受けることとする旨の決定を行う。（振替法第192条）	○取締役会決議を行うか、若しくは、取締役の決定で行う場合は事前に取り締役へ委任する旨の取締役会決議を行うことが必要。 ○同上。
2. 同意に係る決議	○会社は、既発行の現物債を振替債に移行する場合又は振替制度開始後に振替新株予約権付社債を新規発行する場合には、取締役会において、当該会社が発行する振替新株予約権付社債を機構が取り扱うことについて同意する旨の決議を行う。	○同意は、今後の発行も含めた包括的な同意とする。 ○包括同意を行った後に、現物債を発行することも可能。
3. 発行代理人及び支払代理人の選任	○資料「発行代理人及び支払代理人に関する手続」の3. を参照。	
4. 資金決済会社の選任	○資料「資金決済会社に関する手続」の4. を参照。	
5. 機構への書類の提出	○会社は、機構に対し、次の書類を提出する。 ①同意書 ②代表者の印鑑証明書 ③同意に係る決議を行ったことを証する書面 ④社債管理委託契約書（写） ⑤発行目論見書 ⑥その他機構に届出を要する事項（連絡担当部署、新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座等）	○同意書は、包括同意とするため、発行の都度、提出することは不要。 ○社債管理委託契約書(写)及び発行目論見書は、発行の都度、提出する。

制度参加者関係図(新株予約権付社債の振替制度)



移行方式

■ 特例新株予約権付社債の移行方式としては、以下の2方式を用意。

	集中移行方式	個別移行方式
対象	施行日の前日までに機構に預託されている新株予約権付社債券（以下「社債券」という）	施行日の前日までに機構に預託されていない社債券
移行期間	施行日に一斉に移行する	施行日から償還（償還日の一定期間前の日）までの間、移行が可能
移行申請	施行日において一斉に社債権者から移行申請が行われたものとして取り扱う	社債権者は口座管理機関を通じて機構へ移行申請を行う
振替口座簿	施行日に振替口座簿に記録する	移行申請日に振替口座簿に記録する
留意点	特になし ※施行日までに機構に預託し集中移行することにより、電子化後に、取引所市場での売却、元利金の受領、新株予約権の行使等を安全かつスムーズに行うことが可能となる	移行申請の制限期間を設ける予定（元利払期日の前の一定期間は移行申請の受付を停止） 一日当たりの移行受付数量に制約を設ける場合がある

集中移行方式

項目	事務処理
1. 集中移行方式の対象	● 施行日の前日までに機構に預託されている社債券については、集中移行方式により移行を行う。 ※ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は預託できない。
2. 社債権者による移行申請	● 施行日の前日までに機構に預託されている社債券については、社債権者が施行日において移行申請を行ったものとして取り扱う。(保護預り約款により対応する。)
3. 口座管理機関による移行申請	● 口座管理機関(施行日の前日に残高を有する参加者)は、機構が移行に係る業務を委託する会社(以下「事務代行会社」という)に対して、振替受入簿データを提出する。(施行日後1週間以内に提出。) (振替受入簿データの記載項目) ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ・新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ・振替受入簿受入日(施行日) ※ データはFD又はCD-ROMにより提出する。
4. 振替受入簿への記録	● 事務代行会社は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	● 機構及び口座管理機関は、施行日前日の参加者口座簿及び顧客口座簿に記録されている事項に基づき、施行日の業務開始時(9:00)に、移行先の口座へ増加の記録を行う。(株式の転記と同様の方法により処理する。)
6. 移行済社債券の送付	● 事務代行会社は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

個別移行方式

項目	事務処理
1. 個別移行方式の対象	● 施行日の前日までに機構に預託されていない社債券については、個別移行方式により移行を行う。 ※ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は預託できない。
2. 社債権者による移行申請	● 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、移行申請の手続を委任する。
3. 口座管理機関による移行申請	● 口座管理機関は、移行申請を行う場合には、事前に、移行日、持込枚数等について、事務代行会社と調整する。 ● 口座管理機関は、事前に調整した移行日の前営業日の15:00 までに、事務代行会社に対して、社債券、移行申請書、振替受入簿データ、振替口座簿データを提出する。 (振替受入簿データの記載項目) ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ・新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ・振替受入簿受入日(移行日) ・社債券の記号番号 (振替口座簿データの記載項目) ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ※データはFD又はCD-ROMにより提出する。 ● 間接口座管理機関が直接移行申請を行う場合には、事前に、振替受入簿受入日(移行日)、特例新株予約権付社債等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。
4. 振替受入簿への記録	● 事務代行会社は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	● 事務代行会社は、移行申請の内容を確認のうえ、移行日の正午までに、機構に対して、振替口座簿データを提出する。 ● 機構及び口座管理機関は、振替口座簿データの内容に基づき、移行日の業務終了時(15:30)に、移行先の口座へ増加の記録を行う。
6. 移行済社債券の送付	● 事務代行会社は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

移行に係る制限日の取扱い

施行日前における制限

- 預託・交付の受付停止 …… 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間
- 新株予約権行使請求の取次停止 …… 施行日の5営業日前の日から施行日の前日までの間

施行日後における制限

- 特例新株予約権付社債の個別移行申請の受付停止 …… 元利払期日の前の一定期間(1週間程度を予定)
- ⇒ 元利払期日の前営業日は、元利払処理を行うため、個別移行申請の受付を停止する。加えて、偽造等の事故社債券の受け入れにより元利金の過払いを防止する目的から、社債管理者における社債原簿の書換等の実務を勘案し、元利払期日の前の一定期間は、受付を停止する。

税制上の留意事項(税制優遇措置)

- 新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日以降、振替債のみに適用される。(注1)
- 登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法が廃止される日(平成20年1月5日までの政令で定める日)以降、登録債としての税制優遇措置(注1)が受けられなくなる。
- 現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、現物債としての税制優遇措置(注2)が受けられなくなる。



- 登録債となっている新株予約権付社債について、登録債としての税制優遇措置(注1)の適用を引き続き受けるためには、社債等登録法が廃止される日までに現物債に移行し、その後、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行する必要がある。(現物債となっている間は、現物債に認められている税制優遇措置(注2)のみ受けられる。)
- 現物債となっている新株予約権付社債について、現物債としての税制優遇措置(注2)の適用を引き続き受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行する必要がある。(注3)

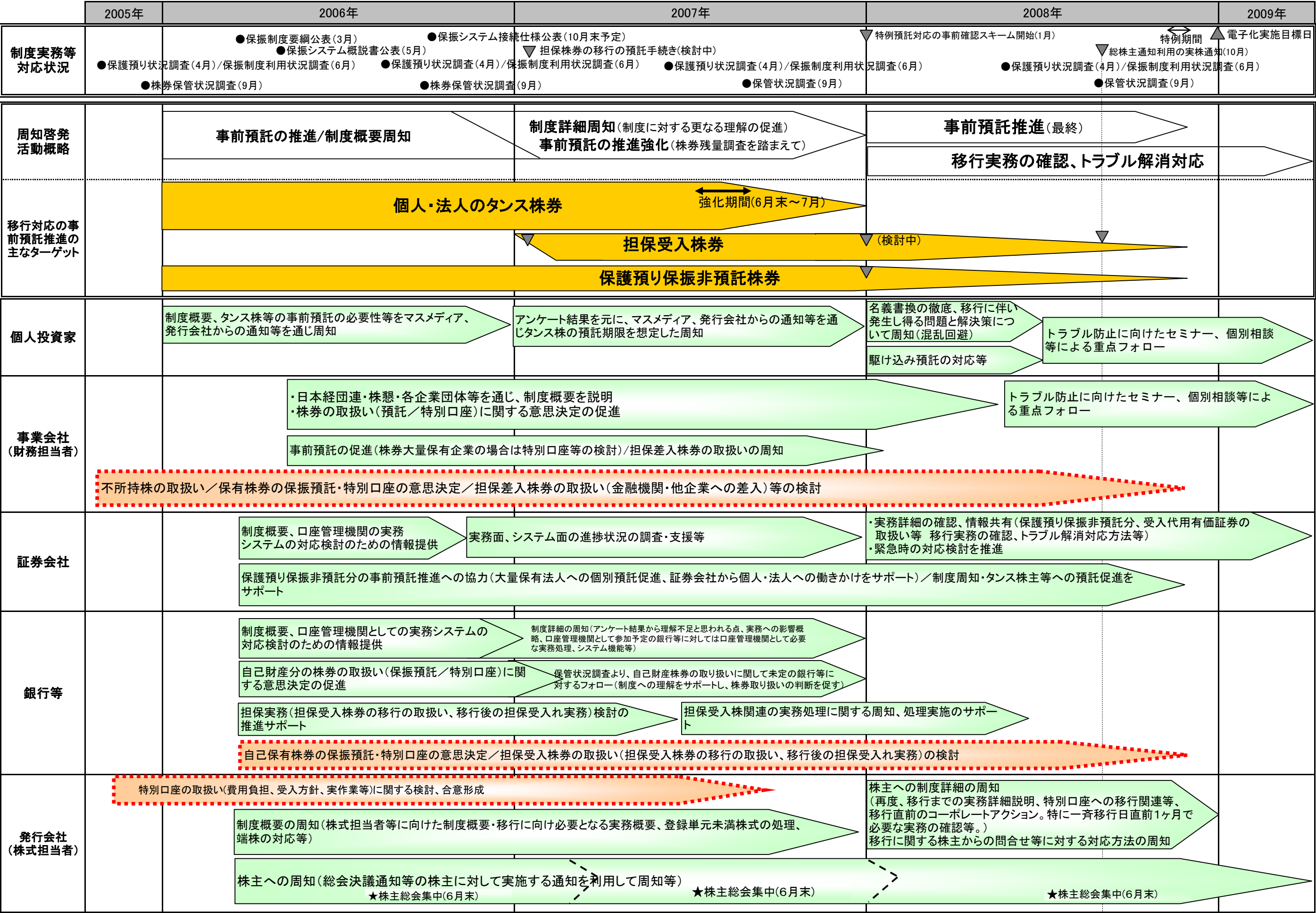
(注1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(所得税法10条1項2号及び3号)、公共法人等及び公益信託等に係る非課税(所得税法11条4項)、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(租税特別措置法4条の2の1項3号)、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(租税特別措置法4条の3の8項)、金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用(租税特別措置法8条1項1号、3号及び2項)

(注2) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(所得税法10条1項2号及び3号)、公共法人等及び公益信託等に係る非課税(所得税法11条4項)

(注3) 電子化施行後に振替債に移行した場合には、その時点から振替債としての税制優遇措置の適用を受けることが可能



5. 株券等の電子化に向けた周知・啓発活動計画



株券電子化の周知広報計画案(タンス株券の預託促進の強化期間を中心として)

証券決済制度改革推進センター 2007.3.20

項目		実施主体等	2007年4月	5月	6月	7月	8月	9月
全体の動き			全国統一地方選挙			参議院選挙		
株券電子化制度の実務等の対応状況					株主総会集中	たんす株券預託促進強化期間		
			全銀協・担保取引等の説明会(予定)			上場会社・事業会社説明会(予定)		
政府広報			4/19テレビCS放送					
タンス株券地域(都道府県)別分布調査		推進センター	公表(予定)					
株主宛リーフレット(株主決議等通知用)		上場会社(株懇)・株主名簿管理人・推進センター等		同封(配布)開始		同封(配布)ピーク		
(証券会社等への店頭・顧客用頒布)		推進センター	頒布開始					
新聞	全国紙・地方紙	推進センター等		株主宛リーフレット内容等の周知				
テレビ	NEWSリアルタイム (日本テレビ系列:毎週月曜日)	ほふり						
	ズームイン!!SUPER (日本テレビ系列:毎週水曜日)	ほふり						
	朝だ!生です旅サラダ (ABC・テレビ朝日放送系列:毎週土曜日)	ほふり						
	スポットCM(詳細未定)	ほふり						
ラジオ	早朝番組(ニッポン放送・TBSラジオ)	ほふり		ニッポン放送			TBSラジオ	
	プロ野球ナイター (ニッポン放送:33局ネット)	ほふり						
	昼帯番組 (ニッポン放送:32局ネット)	広報センター						
雑誌	会社四季報・株データブック	ほふり						
	一般雑誌(詳細未定)	ほふり・広報センター		広報センター		ほふり		
交通広告	地下鉄駅構内電飾 (東京メトロ茅場町駅・大手町駅)	ほふり						
	空港・JR駅構内電飾看板(詳細未定)	ほふり						
	空港構内ビジョン(羽田空港)	ほふり						
	JR主要駅看板	広報センター						
その他	屋外ビジョン (新光ハローボード:八重洲)	ほふり						
	特定郵便局(約1,500局)の現金封筒	広報センター						
	劇場プログラム	広報センター						
	その他検討中							

「タンス株券」(ほふり非預託)等の状況

○所有者別の株主総数及び所有株式数

調査項目 所有者の属性	株主総数(人)			所有株式総数(百万株)						(非預託のうち: 百万株)	
		機構預託株主数	比率		発行済株式数に占める割合	機構預託分	比率	非預託分	比率	証券会社保護預り	金融機関への担保差入れ
(1)政府・地方公共団体	1,903	110	5.8%	450	(0.1%)	5	1.1%	B 445	98.9%		
	2,065	111	5.4%	437	(0.1%)	6	1.4%	431	98.6%		
(2)金融機関	142,958	132,353	92.6%	113,651	(31.2%)	104,819	92.2%	C 8,832	7.8%	G 1,187	
	143,385	126,922	88.5%	119,289	(32.3%)	105,096	88.1%	14,193	11.9%	1,690	
a 長銀・都銀・地銀	22,559	17,439	77.3%	21,330	(5.9%)	14,432	67.7%	6,898	32.3%		
	22,722	14,385	63.3%	22,710	(6.2%)	11,168	49.2%	11,542	50.8%		
b 信託銀行	62,115	59,927	96.5%	58,588	(16.1%)	58,155	99.3%	433	0.7%		
	65,019	62,043	95.4%	61,723	(16.7%)	60,753	98.4%	970	1.6%		
c 生命保険会社	27,078	26,190	96.7%	19,771	(5.4%)	19,752	99.9%	19	0.1%		
	26,931	25,600	95.1%	21,440	(5.7%)	20,878	97.4%	262	1.2%		
d 損害保険会社	6,390	5,978	93.6%	8,973	(2.5%)	7,819	87.1%	1,154	12.9%		
	6,878	6,234	90.6%	9,525	(2.6%)	8,305	87.2%	1,220	12.8%		
e その他金融機関	24,816	22,819	92.0%	4,987	(1.4%)	4,659	93.4%	328	6.6%		
	21,835	18,660	85.5%	4,188	(1.1%)	3,990	95.3%	198	4.7%		
(3)証券会社	87,376	76,841	87.9%	5,945	(1.6%)	5,713	96.1%	232	3.9%	539	
	88,417	76,060	86.0%	5,069	(1.4%)	4,857	95.8%	212	4.2%	523	
(4)事業法人等	973,771	455,816	46.8%	71,659	(19.7%)	28,848	40.3%	D 42,811	59.7%	H 14,613	4,528
	861,153	386,741	44.9%	78,946	(21.4%)	25,893	32.8%	53,053	67.2%	17,125	7,904
(5)外国人	271,786	257,895	94.9%	71,414	(19.6%)	64,781	90.7%	E 6,633	9.3%	I 220	
	250,432	233,799	93.4%	63,217	(17.1%)	55,247	87.4%	7,970	12.6%	402	
(6)個人・その他	48,466,390	36,080,553	74.4%	101,189	(27.8%)	74,255	73.4%	F 26,934	26.6%	J 7,192	902
	44,755,369	33,029,485	73.8%	102,152	(27.7%)	73,657	72.1%	28,495	27.9%	9,287	1,352
合計	49,944,184	37,003,567	74.1%	364,310	(100.0%)	278,424	76.4%	A 85,886	23.6%	B 23,751	5,430
	46,100,821	33,853,118	73.4%	369,112	(100.0%)	264,759	71.7%	104,353	28.3%	29,028	9,256

□ は、平成18年3月末、 ■ は、平成17年3月末

注)データは、保振「保管振替制度利用状況に関する調査結果」(名義書換代理人・証券会社アンケート)及び証券決済制度改革推進センター「株券保管状況調査」より

「タンス株式数」地域(都道府県別)分布状況

	(1)政府・ 地方公共団体	(2)金融機関					(3)証券会社	(4)事業法人等	(5)外国人	(6)個人・その他	合計 (株)	
		a都銀・地銀	b信託銀行	c生命保険会社	d損害保険会社	eその他の 金融機関						
北海道	3,820,607	7,293,593	1,064,568	0	0	0	6,229,025	345,944	194,969,602	6,455	267,679,194	474,115,395
青森県	3,871,595	9,643,332	9,558,766	0	0	0	84,566	208	47,692,854	1,000	79,435,185	140,644,175
岩手県	5,630,628	388,030	137,988	0	0	0	250,043	53,681	21,253,180	1,832	60,765,956	88,093,307
宮城県	14,989,354	33,936,430	33,497,507	0	0	0	438,923	4,040	105,195,925	23,214	158,302,324	312,451,287
秋田県	309,258	6,074,868	6,057,030	0	0	0	17,838	0	10,641,777	1	52,313,809	69,339,713
山形県	461,269	423,359	229,645	0	0	0	193,714	2,009,998	58,311,131	10,886	164,837,729	226,054,372
福島県	8,231,512	5,366,782	5,175,008	0	0	0	191,774	2,912	113,921,769	738	163,607,627	291,131,341
茨城県	15,872	3,333,320	1,330,016	0	0	0	2,003,304	166,091	81,381,492	276,363,971	263,734,163	624,994,908
栃木県	61,730	27,278,365	27,167,436	0	0	368	110,561	43,061	55,720,324	17,011	174,192,868	257,313,359
群馬県	9,645,639	38,621,700	36,215,693	0	0	0	2,406,007	23,597	111,954,991	5,429	251,405,435	411,656,790
埼玉県	271,998	40,007,994	39,977,818	0	0	0	30,176	336,576	206,978,452	271,774	716,468,769	964,335,563
千葉県	4,040,439	43,242,697	42,571,879	0	0	0	670,818	3,455	560,128,770	194,024	747,434,560	1,355,043,945
東京都	201,259,659	4,759,202,162	3,451,530,776	228,989,431	13,093,920	906,822,973	158,765,062	159,565,714	20,421,602,609	1,062,522,561	6,455,413,163	33,059,565,887
神奈川県	17,844,128	4,201,245	3,157,280	14	0	0	1,043,951	38,571	1,199,562,104	1,020,136	1,426,455,249	2,649,121,434
新潟県	5,430,613	11,933,569	9,549,656	0	0	0	2,383,913	2,921,896	191,010,231	22,663	288,622,065	499,941,037
富山県	17,526,143	4,017,885	3,240,634	0	0	0	777,251	291,074	122,602,789	3,285	250,227,134	394,668,310
石川県	2,449,597	92,558,218	91,941,327	0	0	0	616,891	458,051	142,775,904	0	157,171,237	395,413,007
福井県	133,934	4,035,128	3,613,810	0	0	0	421,318	132,049	71,893,267	0	142,984,824	219,179,202
山梨県	210,004	57,124,939	57,094,123	0	0	0	30,816	3,971	56,658,257	1,124	111,091,080	225,089,376
長野県	26,244	168,558,911	162,300,654	0	0	1,000	6,257,257	217,118	185,881,789	3,580	273,614,360	628,302,003
岐阜県	2,101,541	99,916,868	95,561,458	0	0	0	4,355,410	834,897	168,834,478	15,234	271,878,193	543,581,211
静岡県	5,801,654	10,555,300	5,532,110	0	23,220	0	4,999,970	443,601	354,064,524	41,332	387,052,799	757,959,211
愛知県	1,326,334	16,810,966	5,023,108	28	0	0	11,787,830	1,207,157	4,215,543,385	8,711,062	1,933,947,234	6,177,546,138
三重県	265,803	14,537,656	13,422,553	0	0	0	1,115,103	174,735	125,661,692	8,033	319,194,077	459,841,997
滋賀県	64,546	23,449,587	23,368,606	0	0	0	80,981	61,994	63,811,373	1,939	217,729,514	305,118,953
京都府	5,045,284	155,382,045	155,226,863	342	0	50	154,790	572,769	579,795,911	18,479	577,213,503	1,318,027,990
大阪府	83,884,578	264,855,804	112,500,511	13,178,372	1,315,709	135,416,931	2,444,281	12,803,462	4,687,194,719	695,470	2,225,170,334	7,274,604,367
兵庫県	30,019,392	4,609,410	527,199	0	0	0	4,082,211	160,075	1,047,702,357	587,050	1,494,072,403	2,577,150,686
奈良県	139,122	116,859,849	116,309,223	0	0	0	550,626	26,833	77,728,777	36,485	498,559,830	693,350,897
和歌山県	4,739	38,356,008	37,969,613	0	0	0	386,396	82,145	91,335,514	6,036	231,823,172	361,607,614
鳥取県	6,142	153,189	121,983	0	0	0	31,206	104,083	34,153,633	512	55,503,608	89,921,167
島根県	69,724	251,227	220,978	0	0	0	30,249	792	14,966,276	0	57,877,013	73,165,032
岡山県	4,552,595	1,767,802	1,354,559	0	0	0	413,244	48,431	150,691,940	2,251	254,096,568	411,159,588
広島県	29,569	1,196,049	284,385	0	12,000	0	899,665	407,982	296,874,742	25,505	439,630,215	738,164,062
山口県	117,880	61,448,752	61,361,260	0	0	0	87,492	3,735	213,592,771	118,076,122	209,405,524	602,644,784
徳島県	12	1,398,613	1,392,724	0	0	720	5,169	101,878	48,084,242	0	116,763,699	166,348,444
香川県	7,774	199,212,157	198,909,224	0	0	0	302,933	640,854	151,183,343	2,736	177,634,954	528,681,819
愛媛県	838,469	213,371,960	213,197,285	0	0	0	174,675	89,722	571,325,574	94,000	277,533,358	1,063,253,083
高知県	6,311,421	143,937,003	75,248,624	0	0	0	68,688,379	1,046	49,197,300	6,001	99,218,179	298,670,950
福岡県	45,569	252,647,333	252,135,818	2,495	461	0	508,558	188,884	403,799,893	35,544	533,340,776	1,190,057,998
佐賀県	568	29,343,209	22,323,765	0	0	0	7,019,443	687	34,350,028	2,000	61,115,429	124,811,920
長崎県	3,671,873	3,236,511	3,076,764	0	0	0	159,747	3,827	76,618,409	16,812	98,407,934	181,955,367
熊本県	5,277	1,663,121	1,328,611	0	0	0	334,509	199,672	87,378,146	42,287	112,928,905	202,217,407
大分県	171,900	262,082	155,943	0	0	1,000	105,139	431	58,242,751	4,774	86,694,411	145,376,349
宮崎県	7,328,277	30,447,580	30,196,656	0	0	0	250,925	655	23,314,226	74	58,042,763	119,133,575
鹿児島県	466,959	1,870,169	1,757,745	0	0	0	112,424	977	85,793,875	1,400	81,193,134	169,326,514
沖縄県	1,568,035	1,809,841	1,423,610	0	0	0	386,231	3,385	15,972,591	2,844	61,566,850	80,923,546
外地 (非居住者)	0	0	0	0	0	0	0	781	518	4,199,166,756	16,355,275	4,215,523,330
全国(A)	450,075,258	7,006,592,619	5,415,342,791	242,170,682	14,445,310	1,042,243,042	292,390,793	184,783,499	37,687,350,208	5,668,070,423	23,159,706,383	74,156,578,390
平成18年3月 係属調査 非預託分(B)	445,000,000	8,832,000,000	6,898,000,000	433,000,000	19,000,000	1,154,000,000	328,000,000	232,000,000	42,811,000,000	6,633,000,000	26,934,000,000	85,886,000,000
(A)-(B)	5,075,258	-1,825,407,381	-1,482,657,209	-190,829,318	-4,554,690	-111,756,958	-35,609,207	-47,216,501	-5,123,649,792	-964,929,577	-3,774,293,617	-11,729,421,610

注)データは、証券決済制度改革推進センター「『タンス株券』地域(都道府県)別分布調査結果」より

「タンス株主数」地域(都道府県別)分布状況

	(1)政府・ 地方公共団体	(2)金融機関						(3)証券会社	(4)事業法人等	(5)外国人	(6)個人・その他	合計 (人)
		a都銀・地銀	b信託銀行	c生命保険会社	d損害保険会社	eその他の 金融機関						
北海道	45	324	159	0	0	0	165	128	13,874	21	231,961	246,353
青森県	110	142	96	0	0	0	46	2	46,995	1	46,995	50,532
岩手県	139	168	112	0	0	0	56	9	3,093	2	54,984	58,395
宮城県	71	149	124	0	0	0	25	29	5,162	22	102,241	107,674
秋田県	54	153	140	0	0	0	13	0	2,270	1	36,316	38,794
山形県	66	95	63	0	0	0	32	9	4,665	75	75,654	80,564
福島県	87	94	60	0	0	0	34	17	6,393	3	112,508	119,102
茨城県	9	89	59	0	0	0	30	21	7,205	28	206,351	213,703
栃木県	7	99	75	0	0	1	23	19	4,937	15	140,884	145,961
群馬県	22	171	141	0	0	0	30	21	6,614	11	156,082	162,921
埼玉県	11	116	99	0	0	0	17	65	17,035	90	621,674	638,991
千葉県	21	252	214	0	0	0	38	56	12,157	113	588,333	600,932
東京都	109	11,966	3,877	2,356	2,621	2,413	699	7,057	135,077	4,910	2,109,809	2,268,928
神奈川県	25	166	122	1	0	0	43	57	24,024	434	982,666	1,007,372
新潟県	40	181	80	0	0	0	101	193	9,578	14	185,427	195,433
富山県	10	194	142	0	0	0	52	114	5,707	5	186,970	193,000
石川県	21	151	123	0	0	0	28	169	5,007	1	93,712	99,061
福井県	13	70	33	0	0	0	37	20	4,169	0	95,298	99,570
山梨県	12	190	156	0	0	0	34	43	2,119	12	77,522	79,898
長野県	24	260	176	0	0	1	83	32	9,865	9	192,243	202,433
岐阜県	167	279	188	0	0	0	91	89	9,284	11	233,227	243,057
静岡県	61	327	235	0	1	0	91	102	14,625	29	359,402	374,546
愛知県	57	572	250	1	0	0	321	667	41,312	83	1,147,776	1,190,467
三重県	21	234	205	0	0	0	29	130	6,344	12	260,162	266,903
滋賀県	8	100	93	0	0	0	7	16	3,821	6	149,992	153,943
京都府	24	186	154	1	0	1	30	377	11,410	36	364,978	377,011
大阪府	17	1,751	634	408	74	368	267	1,596	65,463	159	1,317,986	1,386,972
兵庫県	29	208	76	0	0	0	132	325	20,830	340	857,506	879,238
奈良県	12	198	191	0	0	0	7	26	3,699	24	309,184	313,143
和歌山県	6	112	84	0	0	0	28	20	3,889	4	155,808	159,839
鳥取県	11	16	9	0	0	0	7	14	2,196	1	46,757	48,995
島根県	11	65	41	0	0	0	24	8	1,962	0	43,102	45,148
岡山県	21	116	60	0	0	0	56	96	7,608	4	221,949	229,794
広島県	15	157	96	0	1	0	60	122	16,521	21	292,474	309,310
山口県	11	114	95	0	0	0	19	32	5,161	749	144,302	150,369
徳島県	2	70	57	0	0	1	12	20	2,797	0	96,554	99,443
香川県	7	229	211	0	0	0	18	374	5,473	6	142,499	148,588
愛媛県	15	349	310	0	0	0	39	41	5,980	3	133,964	140,352
高知県	23	197	109	0	0	0	88	10	2,726	3	55,950	58,909
福岡県	8	326	275	5	1	0	45	215	16,143	51	336,277	353,020
佐賀県	7	87	53	0	0	0	34	4	2,328	2	47,380	49,808
長崎県	18	117	77	0	0	0	40	12	4,121	10	67,914	72,192
熊本県	9	143	104	0	0	0	39	14	5,107	5	77,679	82,957
大分県	20	72	63	0	0	1	8	8	3,486	7	60,061	63,654
宮崎県	67	124	110	0	0	0	14	11	2,733	2	40,499	43,436
鹿児島県	43	109	96	0	0	0	13	10	4,309	2	56,104	60,577
沖縄県	125	37	25	0	0	0	12	14	2,579	20	24,644	27,419
外地 (非居住者)	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4,946	1,507	6,461
全 国	1,711	15,985	9,952	2,772	2,698	2,786	3,117	12,418	554,144	12,303	13,343,267	13,945,168

注)データは、証券決済制度改革推進センター「『タンス株主』地域(都道府県)別分布調査結果」より

平成 19 年 4 月 25 日

各 位

全 国 銀 行 協 会

**「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）（第 1 版）
（公表資料）」および「株券電子化に伴う株式担保に係る
想定事務フロー（公表資料）」について**

今般、全国銀行協会（会長 奥 正之 三井住友銀行頭取）では、2009 年（平成 21 年）1 月の上場会社発行株式の一斉ペーパーレス化への対応として、株式担保の株券電子化対応促進の一助とすべく「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）（第 1 版）（公表資料）」（[別添 1](#)：以下「移行 Q & A 第 1 版」という）および「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー（公表資料）」（[別添 2](#)：以下、「想定事務フロー」という）を下記のとおりとりまとめました。

また、移行 Q & A 第 1 版および想定事務フローの作成にあたっては、（株）証券保管振替機構、日本証券業協会の協力を得ています。

なお、移行 Q & A 第 1 版、想定事務フローいずれも、継続検討中の事項も含まれており、今後、株券電子化の移行までの検討を踏まえて、修正・追加等があり得ること、また、いずれの内容も、株式担保事務についてすべてのケースをカバーするものではなく、銀行等金融機関をはじめとする利用者の事務手続を一律にルール化するものではないのでご注意ください。

記

● 「移行 Q & A 第 1 版」

株券電子化一斉移行における株式担保の円滑な移行に関して、お客様（担保権設定者）および銀行等（担保権者）にとっての実務指針的なものとなることを期待し、株式担保の移行の観点から想定される問題を Q & A 形式に整理したもの

● 「想定事務フロー」

新振替制度における株式担保の継続利用の確保の観点から、「株券電子化に伴う担保設定に関する想定事務フロー（第 1 版）」（平成 18 年 8 月）について、さらに検討を重ね、従前の担保設定に、担保解除時、担保権実行時の想定事務フローを加えたものとしてとりまとめたもの

以 上

※ 全国銀行協会ホームページより抜粋

株券等の電子化に関する説明会資料

発行日 平成19年7月

編集・発行 株式会社 証券保管振替機構
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(第二証券会館)

(お問合せ先)

業務部・企画部 TEL 03-3661-0190

e-mail : furikaekabushiki@jasdec.com

ホームページアドレス : <http://www.jasdec.com/index.html>